

第 1 4 8 3 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例……………6  
 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
 一部を改正する条例……………7  
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
 準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営  
 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………16  
 甲府市いじめ防止連携会議等設置条例……………18  
 甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料  
 条例……………24  
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例……………34  
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………35  
 甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………36  
 甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例を廃止する条例……………37  
 甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………38  
 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定め  
 る条例の一部を改正する条例……………39

### [ 規 則 ]

甲府市市税条例の一部を改正する条例……………41  
 甲府市個人情報の保護に関する法律施行細則……………45  
 甲府市定年退職者等の暫定再任用に関する規則……………75  
 甲府市職員給与条例附則第12条の規定による給料月額に関する規  
 則……………78  
 甲府市職員給与条例附則第14条等の規定による給料に関する規  
 則……………79  
 甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………89  
 甲府市職員の定年等に関する規則……………90  
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規  
 則……………98  
 甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………100  
 甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部を改正する規  
 則……………101  
 甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則……………102  
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則……………103

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	106
甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則	109
甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	110
甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則	111
甲府市財務規則の一部を改正する規則	113
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	116
甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則	117
甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	119
甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則	120
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	121
甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則	122
甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例施行規則を廃止する規則	124
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	125
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	126
[ 規 程 ]	
甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程	133
甲府市事案決定規程及び甲府市工事検査規程の一部を改正する規程	134
甲府市辞令式の一部を改正する規程	141
[ 告 示 ]	
都市計画図書縦覧告示	145
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	146
差押調書（謄本）公示送達	148
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	149

指定居宅介護支援事業者の指定公示	150
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	151
国民健康保険料督促状公示送達	152
犬又は猫の引取り告示	153
介護保険被保険者証無効告示	154
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	155
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	156
農業振興地域整備計画の変更公告	157
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	158
差押調書（謄本）公示送達	159
令和4年度補正予算の公表	160
配当計算書・充当通知書公示送達	161
甲府市職員採用試験実施公告	162
令和5年度固定資産課税台帳の縦覧告示	163
土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域の指定告示	164
道路の占用を制限する区域の指定公告	165
犬又は猫の引取り告示	166
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	167
農業振興地域整備計画の変更公告	168
墓地使用料督促状公示送達	169
指定納付受託者の変更告示	170
開発行為に関する工事の完了公告	171
国民健康保険被保険者証無効告示	172
開発行為に関する工事の完了公告（3件）	173
住宅使用料督促状公示送達	176
令和4年度補正予算の公表	177

令和5年度予算の公表	178	道路区域の決定告示	202
特定空家等助言・指導書公示送達（3件）	179	道路区域の変更告示	203
開発行為に関する工事の完了公告	182	道路の供用開始告示	204
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示（2件）	183	道路区域の変更告示	205
帯那棚田の里地区の土地改良事業の計画変更に伴う公告	185	道路の供用開始告示	206
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の告示の一部を改正する告示	186	指定障害児通所支援事業者の指定公示	207
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の告示の一部を改正する告示	187	指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	208
悪臭原因物質の規制地域及び規制基準の告示の一部を改正する告示	188	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	210
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示	189	指定障害福祉サービス事業者の指定公示	211
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2件）	190	指定障害児通所支援事業者の指定公示（2件）	212
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止公示	192	指定障害児通所支援事業者の廃止公示（2件）	214
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定公示	193	[ 議会局 ]	
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定公示	194	甲府市議会の個人情報保護に関する条例施行規程	216
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	195	[ 教育委員会 ]	
生活保護法等指定医療機関指定公示	196	甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則	252
平成16年甲府市告示第214号を廃止する告示	197	甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	254
介護保険被保険者証無効告示	198	甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	255
介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書公示送達	199	甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則	257
法人市民税決定通知書公示送達	200	甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	258
市道路線の認定告示	201	甲府市学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程	259
		甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程	260
		平成16年甲府市教育委員会告示第3号を廃止する告示	261
		平成17年甲府市教育委員会告示第6号の一部を改正する旨の告示	262

[ 選挙管理委員会 ]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示……………263  
選挙人名簿登録の移替えを行わない期間の告示……………264  
甲府市長選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表……………265  
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示……………266  
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示……………267  
山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示……………268  
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示……………269  
山梨県議会議員一般選挙における投票所を定める告示……………270  
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示……………271  
山梨県議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示……………272  
山梨県議会議員一般選挙において時間を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示……………273  
山梨県議会議員一般選挙において甲府市中道公民館に設置する期日前投票所の開設時間及び閉設時間を定める告示……………274  
山梨県議会議員一般選挙における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示……………275

[ 公平委員会 ]

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則……………276

[ 監査委員 ]

住民監査請求の勧告に基づく措置状況の公表……………277

[ 農業委員会 ]

甲府市農業委員会3月定例総会招集公告……………278

[ 上下水道局 ]

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程……………279  
甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程……………285  
甲府市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程……………288  
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程……………289  
企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程……………295  
甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程……………296  
甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………298  
甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程……………299  
甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………301  
甲府市上下水道局定年退職者等の暫定再任用に関する規程……………303  
甲府市上下水道企業職員給与規程附則第17項の規定による給料月額に関する規程……………306  
甲府市上下水道企業職員給与規程附則第19項等の規定による給料に関する規程……………307  
下水道工事指定店の指定告示……………316  
指定給水装置工事事業者の指定告示……………317

[ 甲府市災害対策本部 ]

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程……………318

[ 甲府市地震災害警戒本部 ]

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程……………321

[ 任免辞令 ]

市長事務部局	324
教育委員会	326
監査委員事務局	327
農業委員会事務局	327
上下水道局	327

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第1号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和48年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条企画財務部の項に次の1号を加える。

(6) リニア中央新幹線及び総合交通体系に関すること。

第2条まちづくり部の項第9号を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第2号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第55号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護

者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第14条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中



毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を

勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応

じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第26号)第3条第1項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定

こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第8条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第42条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することがで

きる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第48条を次のように改める。

#### 第48条 削除

第61条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第64条中「、第48条」を削る。

第69条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第98条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」を加える。

第103条中「第40条の2」の次に「、第42条の2、第42条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第

3 条中甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 3 条の改正規定並びに第 5 条中甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 4 8 条の改正規定及び第 6 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、第 2 条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（附則第 5 項において「新児童福祉施設基準条例」という。）第 8 条の 2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、第 4 条の規定による改正後の甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、第 5 条の規定による改正後の甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（附則第 7 項において「新指定通所支援基準条例」という。）第 4 2 条の 2（第 6 0 条、第 6 4 条、第 7 8 条、第 8 5 条、第 8 6 条、第 9 0 条、第 9 8 条及び第 1 0 3 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を行う場合の所在の確認に係る経過措置)

5 新児童福祉施設基準条例第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることに

つき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

6 第3条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

7 新指定通所支援基準条例第42条の3第2項（第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第3号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月条例第25号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第53条の2第6項中「第4項中」を「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に、「前項中」を「前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」に改める。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第57号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「から第14条まで」を「、第13条」に改め、同項の表第14条の項を削り、同表第40条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教



育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市いじめ防止連携会議等設置条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市いじめ防止連携会議等設置条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 甲府市いじめ防止連携会議（第3条～第11条）

第3章 甲府市いじめ問題対策委員会（第12条～第21条）

第4章 甲府市いじめ問題調査委員会（第22条～第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項及び第3項並びに第30条第2項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 甲府市いじめ防止連携会議

（設置）

第3条 法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、甲府市いじめ防止連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第4条 連携会議は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該関係機関及

び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第5条 連携会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 連携会議の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 甲府市立の小学校及び中学校のPTAを代表する者

(3) 甲府市立の小学校、中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）の教職員を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期等)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 連携会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連携会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連携会議の会議（以下この章において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 連携会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を

求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 連携会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(運営)

第11条 この章に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。

### 第3章 甲府市いじめ問題対策委員会

(設置)

第12条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、甲府市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第13条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第12条の規定により定める甲府市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第14条 対策委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から諮問内容についての調査審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第16条 対策委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(法第28条第1項に規定する学校の設置者の下に設ける組織)

第17条 対策委員会は、法第28条第1項に規定する市立学校の設置者の下に設

ける組織を兼ねる。

(権限等)

第18条 対策委員会は、法第28条第1項に規定する調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る市立学校に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、又は出席を求めて質問することその他必要な調査等（以下「報告の徴収等」という。）を行うことができる。

2 対策委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。

3 前項に規定する報告の徴収等を行う委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(会議の一部非公開)

第19条 前条第1項に規定する調査に係る対策委員会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第20条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第21条 第8条から第11条までの規定は、対策委員会について準用する。この場合において、第8条第1項及び第9条から第11条までの規定中「連携会議」とあるのは「対策委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 甲府市いじめ問題調査委員会

(設置)

第22条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、甲府市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第23条 調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する調査の結果について調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第24条 調査委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第25条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から諮問内容についての調査審議が終了するまでの期間とする。

(会議の非公開)

第26条 調査委員会の会議は、公開しない。

(準用)

第27条 第8条、第9条、第11条、第16条、第18条及び第20条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条第1項、第9条及び第11条中「連携会議」とあるのは「調査委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは「委員長」と、第16条第1項及び第2項並びに第18条第1項及び第2項中「対策委員会」とあるのは「調査委員会」と、第18条第1項中「調査に係る事務」とあるのは「調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）に係る事務」と、「又は当該調査に係る市立学校」とあるのは「又は当該再調査に係る市立学校」と読み替えるものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、第2章及び第3章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な事項は市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市附属機関設置条例の一部改正)

2 甲府市附属機関設置条例（令和3年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中5の項を削り、6の項を5の項とする。

(甲府市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に置かれていた同項の規定による改正前の甲府市附属機関設置条例別表第1の5の項に規定する甲府市いじめ防止連携会議（以下「旧連携会議」という。）は、連携会議となり、同一性をもって存続するものとする。

4 附則第2項の規定の施行の際現に旧連携会議の委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に第5条第2項の規定による委嘱又は任命をされた者とみなし、その任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年6月29日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中36の3の項を36の5の項とし、36の2の項の次に次の2項を加える。

36の3	甲府市いじめ問題対策委員会		日額 12,000円
36の4	甲府市いじめ問題調査委員会		日額 12,000円

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第5号

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次条及び第3条第1項第8号において「省令」という。）の規定に基づく事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(手数料)

第3条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料
- (2) 法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料
- (3) 法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギー消費



性能適合性判定通知手数料

- (4) 法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料
  - (5) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
  - (6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
  - (7) 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料
  - (8) 省令第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に市長が指定するものである場合 別表第1の第1欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合にあっては同表の第2欄に、それ以外の場合にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第1の第1欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が基準省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合にあっては同表の第4欄に、それ以外の場合にあっては同表の第5欄にそ

れぞれ掲げる額

- 3 前項及び別表第1の規定は、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料の額、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定通知手数料の額及び建築物エネルギー消費性能適合性軽微変更該当証明申請手数料の額について準用する。  
この場合において、同項各号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額の2分の1に相当する額」と読み替えるものとする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（法第35条第2項の規定による申出を行う場合は、当該各号に定める額に甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）を合算した額とする。
  - (1) 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第2に定める額
  - (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額
  - (3) 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第4に定める額
  - (4) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。次項第2号エにおいて同じ。） 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額
    - ア 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額
    - イ 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第4に定める額
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して新たに追加しようとする建築物 前項の規定により算出した額
  - (2) その他の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める

額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出を行う場合は、当該次に定める額に甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）

ア 一戸建ての住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第2に定める額の2分の1に相当する額

イ 一戸建ての住宅以外の住宅 当該住宅の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額の2分の1に相当する額

ウ 住宅の用途に供しない建築物 当該建築物の床面積の合計に応じ、別表第4に定める額の2分の1に相当する額

エ 複合建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

㊦ 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第3に定める額の2分の1に相当する額

㊧ 住宅の用途に供しない部分 当該部分の床面積の合計に応じ、別表第4に定める額の2分の1に相当する額

- 6 第4項及び別表第2から別表第4までの規定は、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額について準用する。この場合において、別表第2中「建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準」とあるのは「建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」と、「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」と、「18,000円」とあるのは「17,000円」と、別表第3中「第10条第2号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)」と、「55,000円」とあるのは「54,000円」と、「100,000円」とあるのは「98,000円」と、「151,000円」とあるのは「148,000円」と、「申請に係る住宅が基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に該当する」とあるのは「基準省令第4条第3項第2号に掲げる数値を用いる」と、別表第4中「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」とあるのは「第1条第1項第1号ロ」と読み替えるものとする。

(手数料の納付時期)

第4条 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(甲府市手数料条例の一部改正)

2 甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第43号から第50号までを削る。

(甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の甲府市手数料条例第2条第1項及び別表第43号から第50号までの規定により納付された手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル以上 1,000平方メートル 未満である場合	25,000円	29,000円	106,000円	274,000円
1,000平方メートル 以上2,000平方メー トル未満である場合	36,000円	41,000円	140,000円	353,000円
2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満である場合	91,000円	97,000円	227,000円	505,000円
5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満である場合	137,000円	144,000円	296,000円	622,000円
10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満である場合	171,000円	178,000円	356,000円	735,000円
25,000平方メー トル以上である場合	212,000円	221,000円	418,000円	838,000円

別表第2（第3条関係）

区分	申請に併せて適合証等（別に市長が指定する者が作成した当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であって別に市長が指定するものをいう。以下この表から別表第4までにおいて同じ。）を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
床面積の合計			
200平方メートル未満である場合	4,000円	16,000円	32,000円
200平方メートル以上である場合	4,000円	18,000円	36,000円

別表第3（第3条関係）

区分 床面積の合計	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満である場合	8,000円	31,000円	65,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満である場合	19,000円	55,000円	109,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満である場合	42,000円	100,000円	186,000円
5,000平方メートル以上である場合	76,000円	151,000円	267,000円

備考 申請に係る住宅が基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

別表第4（第3条関係）

区分 床面積の合計	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満である場合	8,000円	82,000円	216,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満である場合	15,000円	105,000円	271,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合	25,000円	138,000円	350,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満である場合	76,000円	224,000円	500,000円



5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満である場合	121,000円	293,000円	616,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満である場合	152,000円	353,000円	728,000円
25,000平方メートル以上である場合	191,000円	414,000円	831,000円

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第6号

##### 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和56年12月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第17条の2中「平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書」を「平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）及び移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

##### 附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号の政令で定める日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第7号

##### 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第13条の2第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第4項中「20万円」を「22万円」に改める。

第14条の5の10中「20万円」を「22万円」に改める。

##### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第13条の2第1項第2号及び第3号並びに同条第4項並びに第14条の5の10の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

甲府市旅館業法施行条例（平成30年12月条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第9号

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例を廃止する条例

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例（平成5年3月条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

### 甲府市条例第10号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和54年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の第8号の次に次のように加える。

(8)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	2万7,000円
---	-------------------	----------

別表の第12号の次に次のように加える。

(12)の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	------------------	------

別表の第13号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の第15号の4の次に次のように加える。

(15)の5 法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
---	---------------------------	------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第11号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、第13条」を「から第14条まで」に改め、同項の表第13条の項の次に次のように加える。

第14条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第15条第1項の表第21条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項中」を、「便所」の次に「と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」」を加える。

附則第12項中「前2項」を「前4項」に、「又は市長」を「、市長」に、「者をもって」を「者又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「、市長」に、「者の総数」を「者並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

12 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限つ

て、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 13 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第12号

### 甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項を削る。

附則第5条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第11条の2を削り、附則第11条の2の2を附則第11条の2とする。

附則第11条の6第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(イ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第15条中「第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項若しくは第40項」を「第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第32項、第34項、第35項、第39項若しくは第46項」に改める。

附則第20条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第35条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第11条の2及び第11条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前

の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同項中「、第39項若しくは第46項」とあるのは「若しくは第39項」とする。

---

# 規則

---

甲府市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第1号

甲府市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、同項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第3条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である個人情報ファイルがあるときは、その旨

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項に規定する開示請求は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する保有個人情報開示請求書を本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が実施機関に提出する場合において、任意代理人は、次に掲げる書類を実施機関に提示又は提出するものとする。

(1) 登録を受けた本人の印鑑を押印した委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

(2) 前号に規定する印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に発行されたものに限る。）

3 任意代理人が、前項第1号に規定する委任状に登録を受けた本人の印鑑を押印できない場合又は同項第2号に規定する印鑑登録証明書を実施機関に提示若しくは提出できない場合において、実施機関は、本人に対して当該任意代理人への委任の意思を確認することができる。

（開示決定等の通知）

第4条 法第82条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）

(2) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）

（開示決定等期間延長の通知）

第5条 条例第4条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（開示決定等期限特例の通知）

第6条 条例第5条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書（第6号様式）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第7条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行う場合は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第7号様式）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する

意見書（第9号様式）によるものとする。

3 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第8号様式）により行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示通知書（第10号様式）により行うものとする。

（開示の実施方法等）

第8条 法第87条第1項及び次項第1号に規定する写しの交付により保有個人情報の開示を実施する場合において、当該写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

2 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 写しを作成することができる電磁的記録 作成した写しの閲覧又は交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

（開示の実施方法の申出）

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第11号様式）により行うものとする。

（費用の負担）

第10条 条例第6条に規定する写しの交付に要する費用として規則で定める額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 実施機関の窓口で写しの交付を受ける場合 写しの作成に要する費用として別表に定める額

(2) 郵送で写しの交付を受ける場合 前号に定める額及び写しの送付に要する費用として別表に定める額

2 前項に規定する費用は、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第46条第1項に規定する納付書により納付しなければならない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（訂正請求書等）

第11条 法第91条第1項に規定する訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）により行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、任意代理人が前項に規定する保有個人情報訂正請求書を実施機関に提出する場合について準用する。この場合において、第3条第2項中「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報訂正請求書」と、同項第1号及び第2号中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の通知)

第12条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(訂正決定等期間延長の通知)

第13条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第15号様式)により行うものとする。

(訂正決定等期限特例の通知)

第14条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書(第16号様式)により行うものとする。

(提供先への通知)

第15条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(第17号様式)により行うものとする。

(利用停止請求書等)

第16条 法第99条第1項に規定する利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書(第18号様式)により行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、任意代理人が前項に規定する保有個人情報利用停止請求書を実施機関に提出する場合について準用する。この場合において、第3条第2項中「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報利用停止請求書」と、同項第1号及び第2号中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第17条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第19号様式)により行うものとする。



2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第20号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等期間延長の通知）

第18条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第21号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等期限特例の通知）

第19条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（第22号様式）により行うものとする。

（甲府市個人情報保護審査会に諮問した旨の通知）

第20条 法第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第23号様式）により行うものとする。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（甲府市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 甲府市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月規則第3号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の甲府市個人情報保護条例施行規則第3条第1項、第12条第1項及び第17条第1項の規定により請求がなされたものについては、なお従前の例による。

（甲府市情報公開条例施行規則の一部改正）

4 甲府市情報公開条例施行規則（平成13年3月規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 写しを作成することができる電磁的記録 作成した写しの閲覧又は交付別表中

第7条第1項第1号に規定する電磁的記録	用紙に印刷物として出力したもの	を
---------------------	-----------------	---

第7条第1項第1号に規定する電磁的記録	用紙に印刷物として出力したもの	に
	上記以外の方法	

改める。

(甲府市個人情報保護審査会規則の一部改正)

- 5 甲府市個人情報保護審査会規則（平成15年12月規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）第43条第8項」を「甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月条例第35号）第8条第8項」に改める。

別表（第10条関係）

写しの作成に要する費用	写しの作成方法	金額
	複写機による複写	1枚（単色（黒）刷り）につき10円（カラーで複写され、又は出力されたものにあつては、20円）
	用紙に印刷物として出力したもの	
	上記以外の方法	写しの作成に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用		郵送料相当額

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力する場合は、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写、印刷又は出力する場合は、日本産業規格A列3番までの用

紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

管理番号	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルを所管する組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルに記録される項目	
個人情報ファイルに記録される個人（対象者）の範囲	
個人情報ファイルに記録される記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有無	
個人情報ファイルに記録される記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
個人情報の保護に関する法律施行令第21条第7項に該当する個人情報ファイル	
公表年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	
備考	

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先) 実施機関

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報の内容(保有個人情報が記録されている文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)		
開示の実施方法等	1 窓口での閲覧、視聴等を希望する。(希望日: 年 月 日) 2 窓口での写しの交付を希望する。(希望日: 年 月 日) 3 写しの送付(本人限定受取郵便による郵送)を希望する。	
代理人が開示請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 )

注1 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。

2 開示請求の際は、本人確認書類等の提示又は提出が必要になります。裏面の注意事項をご確認ください。

3 開示の実施方法等について、窓口での写しの交付を希望する場合及び写しの送付(本人限定受取郵便による郵送)を希望する場合は、写しの作成にかかる費用及び郵送料(写しの送付を希望する場合のみ)をご負担いただきます。裏面の注意事項をご確認ください。

4 開示の実施方法等について、窓口での閲覧、視聴等又は窓口での写しの交付を希望する場合において、事務処理の都合上、ご記入いただいた希望日に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他( )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍簿本 イ 登記事項証明書 ウ その他( ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 戸籍簿証明書
備考	

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。

開示の区分	全部開示 ・ 部分開示
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	
開示しない部分	
開示しない理由	
連絡先	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証等）を係員に提示し、又は提出してください。

2 窓口での写しの交付による保有個人情報の開示を受ける方は、同封の納付書にて写しの交付に係る費用を納めていただき、領収書を窓口にご提示ください。納付の確認ができない場合は、写しを交付できませんのでご注意ください。

3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり全部を開示しないことを決定したので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	
連絡先	電話番号 部 室 課 係 内線
備考	

- 注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 5 号様式（第 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長後の期間等	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	



第 6 号様式（第 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定を適用し、開示決定等をする期限を次のとおりとしたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条を適用する理由	
保有個人情報のうちの相当部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

第7号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先 （主管部等）	電話番号 部 室 課 係 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第8号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 （適用理由）
意見書の提出先 （主管部等）	電話番号 部 室 課 係 内線
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

(あて先)実施機関

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
ご連絡先	

注1 「意見欄」は、該当する項目にチェックを入れてください。

2 支障がある場合には、「(1) 支障（不利益）がある部分」欄及び「(2) 支障（不利益）がある理由」欄も記載してください。

第10号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報開示通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

(あて先) 実施機関

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の番号等	文書番号： 日 付：	
開示決定に係る保有個人情報の名称等		
開示の実施方法等	1 窓口での閲覧・視聴等を希望 希望日： 年 月 日 時 間： 時 分	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の閲覧・視聴等を希望する。 2 一部の閲覧・視聴等を希望する。 (希望する部分： )
	2 窓口での写しの交付を希望 希望日： 年 月 日 時 間： 時 分	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の写しの交付を希望する。 2 一部の写しの交付を希望する。 (希望する部分： )
	3 写しの送付を希望	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の写しの送付を希望する。 2 一部の写しの送付を希望する。 (希望する部分： )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号等を○で囲んでください。

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

(あて先)実施機関

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が訂正請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。記載にあたっては、裏面の注意事項をご確認ください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他( )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他( ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書
備考	

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として(訴訟において市を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



第14号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長後の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

第16号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定を適用し、訂正決定等をする期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

第 17 号様式（第 15 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正実施通知書

年 月 日付けで提供した次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

第18号様式（第16条関係）

年 月 日

(あて先)実施機関

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)	
代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人 (保有特定個人情報に係る利用停止請求に限る。)
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 _____ )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他( _____ )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他( _____ ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書
主管部署	部 室 課 係
備考	電話番号 _____ 内線 _____

第19号様式（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として(訴訟において市を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式（第17条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止しない理由	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 1 号様式（第 1 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（利用停止決定等の期限： 年 月 日）
延長後の期間等	日（利用停止決定等の期限： 年 月 日）
延長の理由	
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	



第 2 2 号様式 (第 1 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関 国

保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定を適用し、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

第 2 3 号様式（第 2 0 条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に対する審査請求について、次のとおり甲府市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により通知します。

開示請求・訂正請求・ 利用停止請求のあつた保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
主管部等	部 室 課 係 電話番号 内線
備考	

甲府市定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第2号

### 甲府市定年退職者等の暫定再任用に関する規則

#### (総則)

第1条 この規則は、甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11項(以下これらを「附則第5項等」という。)に規定する者(以下「定年退職者等」という。)の暫定再任用(令和4年改正条例附則第5項等の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (暫定再任用の原則)

第2条 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

#### (暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与

- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項  
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正条例附則第5項等に規定する規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(辞令の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5項等の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 暫定再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- (4) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合  
(報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況  
(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、暫定再任用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による暫定再任用の手続きは、この規則の施行日前においても行うことができる。

(甲府市職員の再任用に関する規則の廃止)

- 3 甲府市職員の再任用に関する規則(平成13年3月規則第5号)は廃止する。

甲府市職員給与条例附則第12条の規定による給料月額に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第3号

甲府市職員給与条例附則第12条の規定による給料月額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）附則第19条の規定に基づき、同条例附則第12条の規定に係る職員の給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 市長は、甲府市職員給与条例附則第12条の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合（甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）附則第6項前段に規定する降給のうち、甲府市職員給与条例附則第12条の規定による降給の場合を含む。）には、市長の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市職員給与条例附則第14条等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

#### 甲府市規則第4号

甲府市職員給与条例附則第14条等の規定による給料に関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号。以下「条例」という。）附則第19条の規定に基づき、条例附則第14条、第16条又は第17条の規定に係る給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項及び第2項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、異動日（条例附則第14条に規定する異動日をいう。以下同じ。）の前日において特例任用職員（法第28条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 条例附則第12条に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 甲府市職員の任用等に関する規則（昭和28年12月規則第28号）第4条第6号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職

への降任等に伴うものを除いたものをいう。

- (6) 初任給基準異動 条例第9条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）別表第1に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 条例第9条第4項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（条例附則第14条の市長が定める職員）

第3条 条例附則第14条の市長が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - ウ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第16条の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした



場合に特定日にそれぞれ同条の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16条の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第3号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第3号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
  - (3) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
  - (4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の

受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第16条の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する条例附則第16条の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項及び第2項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16条の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給

料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日にそれぞれ同条の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第16条の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則別表第1（以下この号において「初任給基準表」という。）における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対

応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額) から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて、第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第16条の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第17条の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28の2第1項ただし書に規定する他の職へ

の転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12条の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

第8条 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12条の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市

長の定める額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する条例附則第17条の規定による給料の支給）

第9条 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則第6条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に条例附則第12条の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第12条の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第9条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは「上限額と当該職員の

受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第12条の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第17条の規定による給料として支給する。

(1) かつて特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則第6条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日以後に給料表異動等をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(4) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第10条 条例附則第14条、第16条又は第17条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、条例附則第14条、第16条又は第17条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第5号

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の任用等に関する規則（昭和28年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第6号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認めるもの

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第12条第6号の規定を適用する。

甲府市職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第6号

### 甲府市職員の定年等に関する規則

甲府市職員の定年等に関する規則（昭和60年3月規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（異動期間が延長された管理監督職を占める職員の勤務延長の承認及び勤務延長の期限の延長の承認）

第2条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により市長の承認を得ようとするときは、書面を提出するものとする。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により市長の承認を得ようとするときは、書面を提出するものとする。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

（定年に達している者の任用の制限）

第4条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、職員以外の地方公務員又は甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となっているもの（これらの職のうち一の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日以前に

採用する場合は、この限りでない。

- 2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 勤務延長職員（条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。以下同じ。）を、組織の変更等により、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）に係る職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする職に昇任し、降任し、又は転任する場合
  - (2) 退職をする職員を、人事管理上の必要性に鑑み、当該退職の日に限り臨時的に置かれる職に転任する場合  
(勤務延長等に係る辞令の交付)

第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該各号の事由を明示した辞令を交付するものとする。

- (1) 職員が定年退職（条例第2条の規定により退職することをいう。）をする場合
- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合  
(勤務延長等に関する報告)

第6条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を市長に報告するものとする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第7条 条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めて

いるものとみなす。

(異動期間の延長の承認)

第8条 任命権者は、条例第9条第2項の規定により市長の承認を得ようとするときは、書面を提出するものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(降任等に係る辞令の交付)

第10条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に辞令を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付するものとする。

(1) 条例第9条の規定により異動期間を延長する場合

(2) 条例第9条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第11条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告するものとする。

(定年前再任用の原則)

第12条 任命権者は、定年前再任用（条例第12条の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則、法第15条に定める任用の根本基準及び法第23条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第13条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再

任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項  
(定年前再任用の選考に用いる情報)

第14条 条例第12条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(定年前再任用に係る辞令の交付)

第15条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合  
(定年前再任用に関する報告)

第16条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第13条の規定による定年前再任用の手続きは、この規則の施行日前においても行うことができる。

(令和4年改正条例附則第2項の規定による勤務についての準用)

- 3 第2条、第3条、第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2項の規定による勤務について準用する。

(令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職及び職員)

- 4 令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年（令和4年改正条例附則第3項に規定する改正後定年をいう。以下この項及び次項において同じ。）が基準日の前日における改正後定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の甲府市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 5 令和4年改正条例附則第3項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

- 6 第4条第2項ただし書の規定は、令和4年改正条例附則第3項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(条例附則第8項の年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思

の確認)

- 7 年齢60年(旧定年条例第3条第4号に掲げる職を占める職員にあっては、同号に定める年齢。以下同じ。)に達する日の属する年度の前年度に条例附則第8項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として同項に定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。
- 8 条例附則第8項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。
  - (1) 法第28条の2から第28条の5まで及び条例第6条から第11条までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
  - (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
  - (3) 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)附則第12条から第19条まで又は甲府市学校職員給与条例(昭和28年1月条例第5号)附則第8項から第15項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
  - (4) 甲府市職員退職手当支給条例附則第13項から第16項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から条例第3条第1項に規定する定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に条例第2条の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第8項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報
- 9 任命権者は、条例附則第8項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 10 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。
  - (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) その他任命権者が必要と認める事項

1 1 附則第8項各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

1 2 附則第10項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。ただし、文書の提出によらないことを適当と認めるときは、これに代わる適当な方法により行うことができる。

(令和4年改正条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

1 3 令和4年改正条例附則第20項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年相当年齢（条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る改正後定年相当年齢が同条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 4 令和4年改正条例附則第20項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年相当年齢に達している者とする。

1 5 令和4年改正条例附則第20項の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第13項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年相当年齢に達している同項に規



定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第7号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員）」を「定年前再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員）」に、「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等）」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等）」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条第1項並びに第3項第2号及び第3号並びに第16条第3項並びに第23条の2第2項及び第3項並びに第23条の3第2項及び第3項並びに第23条の4第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務

職員等」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による改正後の第9条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第7条第2項並びに第9条並びに第9条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第11条第1項及び第3項（第1号を除く。）並びに第16条第3項並びに第23条の2から第23条の4までの規定を適用する。

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第8号

甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(Ⅱ)」を「第2条第5号ア(Ⅱ)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第9号

甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員の退職管理に関する条例施行規則（平成28年3月規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「甲府市職員退職手当支給条例」の次に「（昭和25年10月条例第31号）」を加える。

第6条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の第22条の規定を適用する。

甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第10号

### 甲府市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

甲府市職員安全衛生管理規則（平成3年3月規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月条例第53号）第4条の規定により採用された職員をいう。））」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の甲府市職員安全衛生管理規則を適用する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第11号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の4第2項中「甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 1万1,000円
  - イ 3種 9,500円
  - ウ 5種及び6種 8,000円
  - エ 7種 6,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 1万円
  - イ 3種 8,500円
  - ウ 5種及び6種 7,000円
  - エ 7種 5,000円

第13条の4第3項中「甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 5,500円
  - イ 3種 4,800円
  - ウ 5種及び6種 4,000円
  - エ 7種 3,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員である甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 1種及び2種 5,000円
  - イ 3種 4,300円
  - ウ 5種及び6種 3,500円
  - エ 7種 2,500円

第14条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第15条第2号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「もの」を「者」に改める。

第17条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条の3第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の4第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め



る。

附則に次の1条を加える。

(条例附則第12条の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

第5条 条例附則第12条の規定の適用を受ける職員に対する第13条の4第2項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第2項第1号及び第3項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員(甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、この規則による改正後の第13条の4第2項及び第3項並びに第24条の3第1項並びに第24条の4第1項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員(令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第15条及び第17条の規定を適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第12号

### 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第5条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員である技能労務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

附則に次の3項を加える。

- 5 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該技能労務職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の規定により当該技能労務職員の属する職務の級並びに第5条及び第7条の規定により当該技能労務職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる技能労務職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される技能労務職員その他の法律により任期を定めて任用され

る技能労務職員及び非常勤の技能労務職員

- (2) 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している技能労務職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能労務職員を除く。）
- 7 前2項に規定するもののほか、技能労務職員が60歳に達した日後における当該技能労務職員の給料月額については、一般職員の例による。

別表第1技能労務職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（暫定再任用職員に関する経過措置）
- 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される改正後の規則別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第4条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定

年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の規則別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の規則第4 条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1 週間当たりの勤務時間を3 8時間4 5分で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用職員の給与の額及び支給方法その他給与に関し必要な事項は、前2項に定めるもののほか、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における甲府市職員給与条例（昭和2 4年6月条例第2 1号）の適用を受ける職員の例による。
- 5 附則第2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員通勤手当支給規則（昭和33年10月規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第14号

甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和38年10月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第4条第2項及び第4項の規定を適用する。

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第15号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和38年4月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職にある職員にあつては、その額」を削り、「額）」を「額」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第12条の規定の適用を受ける職員の支給額）

4 条例附則第12条の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条第3項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同

じ。)を除く。)に対するこの規則による改正後の第2条の規定の適用については、同条第3項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の第2条第4項の規定を適用する。



甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第16号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第92条第2項の表中

「

会計室長、会計室出納係長、中道支所長、上九一色出張所長、市民総室  
総務課長、協働推進課長、市民総室市民課長、健康保険課長、市民税課  
長、資産税課長、収納課長、滞納整理課長、福祉保健総室総務課長、介

を

み収集課長、都市計画課長、住宅課長、公園緑地課長及び建築指導課長

」

「

会計室長、会計室出納係長、市民税課長、資産税課長、収納課長、滞納整  
理課長、市民総室総務課長、市民総室市民課長、中道支所長、上九一色出  
張所長、協働推進課長、福祉保健総室総務課長、生活福祉課長、障がい福

に、

祉課長、介護保険課長、健康保険課長、医務感染症課長、生活衛生薬務課  
長、子育て支援課長、子ども保育課長、ごみ収集課長、住宅課長、都市計  
画課長及び道路河川課長

」

「

市民総室総務課に属する各窓口センター、健康保険課経営係、健康保険課  
保険料係、健康保険課滞納整理係、中道支所住民係、上九一色出張所住民  
係、市民総室総務課交通安全係、市民総室総務課消費生活係、健康保険課

後期医療係、介護保険課保険給付係、介護保険課滞納整理係、医務感染症課医務係、生活衛生薬務課生活衛生薬務係、子ども応援課子ども応援係、市民税課法人諸税係、資産税課証明係、収納課収納係、滞納整理課滞納整理係及び住宅課経理係に配置されている職員（技能職員を除く。）並びにごみ収集課収集衛生係長、都市計画課計画係長及び指導係長

市民税課法人諸税係、資産税課証明係、収納課収納係、滞納整理課滞納整理係、市民総室総務課に属する各窓口センター、市民総室総務課交通安全係、市民総室総務課消費生活係、市民課受付係、市民課戸籍係、市民課住民記録係、市民課国民年金係、中道支所住民係、上九一色出張所住民係、生活福祉課保護係、生活福祉課保護事務係、生活福祉課生活支援係、障がい福祉課医療支援係、介護保険課保険給付係、介護保険課滞納整理係、健康保険課経営係、健康保険課保険料係、健康保険課滞納整理係、健康保険課後期医療係、医務感染症課医務係、生活衛生薬務課生活衛生薬務係、子育て支援課子育て支援係、子ども保育課子ども保育係、子ども保育課に属する各保育所、住宅課経理係及び道路河川課用地係に配置されている職員（技能職員を除く。）並びにごみ収集課収集衛生係長及び都市計画課計画係長

改める。

第93条の表中「甲府商業高等学校事務長、甲府商科専門学校事務長及び歴史文化財課長」を「図書館長、甲府商業高等学校事務長及び甲府商科専門学校事務長」に、「、甲府商科専門学校事務局庶務係並びに歴史文化財課に属する甲府市武田氏館跡歴史館に配置されている職員（技能職員を除く。）」を「並びに甲府商科専門学校事務局庶務係に配置されている職員（技能職員を除く。）」に改める。

第94条第2項中「、生活衛生薬務課長及び建築指導課長」を「及び生活衛生薬務課長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定にかかわらず、甲府市南部市民センターの浴室の使用料を収納したときは、利用券を発行することにより同項の領収書の納人への交付に代えるこ

とができる。

第26号様式（その25）、第27号様式（その2）及び第27号様式（その3）中

「

口座 番号		加入 者名	甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関
----------	--	----------	----------	-----------

を

」

「

口座番号	加入者名	とりまとめ金融機関	とりまとめ店
	甲府市会計管理者		

に、

」

「下記」を「次」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 7 号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和 2 5 年 8 月規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式（その 2）、第 3 号様式（その 4）及び第 3 8 号様式（その 1 の 2）中

「

口座番号		加入者名	甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関
------	--	------	----------	-----------

を

「

口座番号	加入者名	とりまとめ金融機関	とりまとめ店
	甲府市会計管理者		

に、

「下記」を「次」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第18号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則（令和3年4月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項第2号中「使用料」を「利用料金」に改める。

第4条及び第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料の」を「利用料金の」に、「甲府市子ども屋内運動遊び場使用料還付申請書」を「甲府市子ども屋内運動遊び場利用料金還付申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第2号様式中「甲府市」を「指定管理者」に改める。

第3号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第4号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に、「甲府市子ども屋内運動遊び場使用料還付申請書」を「甲府市子ども屋内運動遊び場利用料金還付申請書」に、「使用料の」を「利用料金の」に、

「使用料」を「利用料金」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則（以下「旧

規則」という。)第3条第1項の規定による利用の申請及び第6条第1項の規定による変更の申出は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては、この規則による改正後の甲府市子ども屋内運動遊び場条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の規定による利用の申請及び第6条第1項の規定による変更の申出とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の許可その他の処分は、この規則の施行日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他の処分とみなす。
- 4 旧規則第4条第2号の規定による許可を受けた者がこの規則の施行日以後において新規則第7条の規定による還付の申請を行う場合については、前2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第19号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成24年9月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「

口座 番号		加入 者名	甲府市会計管理者	とりまとめ金融機関
----------	--	----------	----------	-----------

を

」

「

口座番号	加入者名	とりまとめ金融機関	とりまとめ店
	甲府市会計管理者		

に、

」

「下記」を「次」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第21号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年9月規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月10日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第22号

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市中小企業振興融資条例施行規則（昭和55年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第23項」を「第2条第29項」に改め、「に規定する創業者若しくは同条第4項」を削る。

第3条第10号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第5条第5号中「納期」を「納期限」に改める。

第7条中「三井住友信託銀行株式会社甲府支店、中央労働金庫甲府支店、甲府市農業協同組合」を「中央労働金庫（山梨県内店舗に限る）、山梨みらい農業協同組合」に改め、「、西八代郡農業協同組合」を削る。

別表第1 特別経営安定資金の項中

「	7年以内	12月据置	を	7年以内	12月据置
		72回元金均等償還			72回元金均等償還
	24月据置	72回元金均等償還		10年以内	24月据置
					96回元金均等償還
」			」		

に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の融資の申込みから適用し、施行日前の融資の申込みについては、なお従前の例による。

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 3 号

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

甲府市帯那山高原牧場の設置及び管理条例施行規則（平成 5 年 5 月規則第 2 8 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第24号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

里吉団地駐車場	3,000円
---------	--------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第25号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「健康支援室(保健所を含む。)及び」を削り、同項の表市長直轄組織、市長室、情報発信課の項中「、記念事業係」を削り、同表企画財務部、政策推進室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	リニア政策課	リニア政策係
	交通政策課	交通政策係

第3条第1項の表福祉保健部、健康支援室(保健所を含む。)の項を削り、同表福祉保健部、保険経営室の項の次に次のように加える。

健康支援室	健康政策課	健康生きがい係、医療介護支援係
	地域保健課	地域保健係、保健予防係、食育係

第3条第1項の表子ども未来部、子ども未来総室(福祉事務所)、子育て支援課の項中「子ども相談センター」を「子ども・青少年総合相談センター」に改め、同表産業部、産業総室の項及び商工振興室の項を次のように改める。

産業総室	総務課	庶務係
	ふるさと納税課	ふるさと納税係
	雇用創生課	雇用創生係

	産業立地課	産業立地係
商工観光室	商工課	産業育成係、商工業係
	中心市街地振興課	振興係
	観光課	観光開発係、観光係

第3条第1項の表まちづくり部、まち開発室、産業立地課の項を削り、同表まちづくり部、リニア交通室の項を削り、同条第4項中「企画財務部に」の次に「リニア中央新幹線及び交通政策の調整を図るためリニア交通政策監を、」を加え、「、まちづくり部にリニア中央新幹線及び交通政策の調整を図るためリニア交通政策監を」を削る。

第6条第5項を削る。

第8条第6項の表契約管財室の項を次のように改める。

リニア交通室	リニアまちづくり 推進担当課長	リニア駅前のまちづくりに関すること。
健康支援室	医療介護連携担当 課長	在宅医療・介護連携に関するこ と。

第23条、第23条の3及び第23条の4中「福祉保健部福祉総室総務課」を「福祉保健部福祉保健総室総務課」に改める。

第25条の3第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第25条の5第2項第1号中「及び相談」を削る。

第27条第2項中「産業部商工振興室商工課」を「産業部商工観光室商工課」に改める。

第36条第2項第8号中「産業部商工振興室商工課長」を「産業部商工観光室商工課長」に改める。

別表第1市長直轄組織、市長室、情報発信課の項第6号及び第7号を削り、同表行政経営部、契約管財室、管財課の項第13号中「境界査定」を「境界確定」に改め、同表企画財務部、企画財務総室、総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表企画財務部、企画財務総室、企画財政課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同表企画財務部、政策推進室、政策課の項第2号中「中心市街地の活性化」を「総合計

画」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中核市に関すること。

別表第1企画財務部、政策推進室、地域デザイン課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中心市街地の活性化に関すること。

別表第1企画財務部、政策推進室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	リニア政策課	(1) リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。 (2) リニア中央新幹線事業に関すること。
	交通政策課	(1) 公共交通体系基本構想に関すること。 (2) 赤字路線バス対策等に関すること。 (3) 総合交通体系に関すること。 (4) 鉄道対策に関すること。

別表第1福祉保健部、健康支援室の項を削り、同表福祉保健部、保険経営室の項の次に次のように加える。

健康支援室	健康政策課	(1) 保健所及び保健センター業務の調整に関すること。 (2) 健康都市構想に関すること。 (3) 保健計画の策定に関すること。 (4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (5) 保健師の現任教育に関すること。 (6) 健康の杜センターに関すること。 (7) いきいきプラザに関すること。 (8) 墓地及び埋火葬に関すること。 (9) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。 (10) 継続看護の推進に関すること。
-------	-------	--



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 医師の臨床研修に関する事。</li> <li>(12) 保健師の統括に係る支援に関する事。</li> <li>(13) 地域包括支援体制に関する事。</li> <li>(14) 介護予防・生活支援体制の推進に関する事。</li> <li>(15) 包括的支援事業に関する事。</li> <li>(16) 地域包括支援センターの運営に関する事。</li> <li>(17) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。</li> <li>(18) 在宅医療及び介護連携に関する事。</li> <li>(19) 認知症の高齢者に関する事。</li> <li>(20) 簡易水道等事業に関する事。</li> </ul>
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健計画の推進に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。</li> <li>(2) 食育推進計画に関する事。</li> <li>(3) 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。</li> <li>(4) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。</li> <li>(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）による地域保健事業に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。</li> <li>(6) 健康づくり及びその推進に関する事（母子保健課が所管するものを除く。）。</li> <li>(7) 保健センターに関する事。</li> <li>(8) 結核検診に関する事。</li> <li>(9) 難病及び特定疾病対策に関する事。</li> <li>(10) 歯科保健に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 特定保健指導の支援に関する事。</li> <li>(12) 介護保険事業の技術援助に関する事。</li> <li>(13) 高齢者の虐待に関する事。</li> <li>(14) 栄養士及び看護師等実習の指導に関する事。</li> <li>(15) 地域担当保健師に関する事。</li> </ul>
--	--	--

別表第1 福祉保健部、保健衛生室（保健所）、精神保健課の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 保健所運営協議会に関する事。

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、子育て支援課の項に次の2号を加える。

(13) 青少年相談に関する事。

(14) 子どもの権利擁護委員に関する事。

別表第1 産業部、産業総室、観光課の項を次のように改める。

産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業誘致に関する事。</li> <li>(2) 大規模集客施設等に関する事。</li> <li>(3) 工業立地法（昭和34年法律第24号）に関する事。</li> </ul>
-------	--

別表第1 産業部、商工振興室の項を次のように改める。

商工観光室	商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中小企業・小規模事業者の振興に関する事。</li> <li>(2) 創業支援に関する事。</li> <li>(3) 商業振興及び商店街の活性化に関する事。</li> <li>(4) 商業関係団体に関する事。</li> <li>(5) 商店街振興組合等の認可及び諸届に関する事。</li> <li>(6) 地域産業の甲府ブランド化及び情報発信に関する事。</li> <li>(7) 中小企業資金の融資に関する事。</li> <li>(8) 中小企業金融相談所に関する事。</li> </ul>
-------	-----	--

	(9) 工業の振興に関すること。 (10) 地場産業の振興に関すること。 (11) 工業関係団体に関すること。 (12) 山梨県地場産業センターに関すること。
中心市街地 振興課	(1) 中心市街地の振興（商業等の活性化）に関すること。
観光課	(1) 観光事業の計画及び振興に関すること。 (2) 観光資源の利用、保存及び企画開発に関すること。 (3) 観光施設の整備、管理に関すること。 (4) 観光客の誘致に関すること。 (5) 観光案内に関すること。 (6) 郷土観光祭に関すること。 (7) 観光関係団体に関すること。

別表第1まちづくり部、まち開発室、産業立地課の項を削り、同表まちづくり部、まち開発室、建築指導課の項第11号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同表まちづくり部、まち整備室、道路河川課の項第9号中「境界査定」を「境界確定」に改め、同表まちづくり部、リニア交通室の項を削る。

（甲府市職員職名規則の一部改正）

第2条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2技術職員の項中「水質検査職、大気汚染職」を「化学職」に改める。

（甲府市公印規則の一部改正）

第3条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表保健所印の項中「福祉保健部健康支援室健康政策課長」を「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」に改める。

別表第1専用公印の表保健所専用市長印の項及び保健所専用市長職務代理者印

の項中「福祉保健部健康支援室健康政策課長」を「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」に改める。

(甲府市青少年育成センター規則の一部改正)

第4条 甲府市青少年育成センター規則（昭和47年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「補導活動及び青少年相談等を総合的かつ効果的に推進する合同活動の」を「非行防止等に関する合同活動を総合的かつ効果的に推進する」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第5条 甲府市職員被服貸与規則（昭和49年7月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の1事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項を13の項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

産業部	産業総室	観光課	産業部	商工観光室	観光課
	商工振興室	商工課			商工課
		中心市街地振興課			中心市街地振興課
まちづくり部	まち開発室	産業立地課	産業部	産業総室	産業立地課
	リニア交通室	リニア政策課	企画財務部	リニア交通室	リニア政策課
		交通政策課			交通政策課

---

# 規程

---

## 甲府市規程第1号

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程  
甲府市工事請負等入札者指名選考委員会規程（昭和36年6月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「200万円」を「130万円」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市事案決定規程及び甲府市工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程及び甲府市工事検査規程の一部を改正する規程  
(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2市長直轄組織、市長室、情報発信の表第4項及び第5項を削る。

別表第2企画財務部、政策推進室、政策の表第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第2企画財務部、政策推進室、地域デザインの表第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次のように加える。

2	中心市街地の活性化に関する事項					
(1)	中心市街地活性化の推進に関すること。		重要	一般的	輕易	

別表第2企画財務部、政策推進室の表の次に次のように加える。

リニア交通室

リニア政策					
項目		決定区分			備考
		副市長	部長等	室長	
1	リニアに係る政策に関する事項				
(1)	リニアに係る政策に関すること。		重要	一般的	輕易

交通政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1	総合交通政策に関する事項				
(1)	総合交通政策に関すること。		重要	一般的	輕易

別表第2福祉保健部、健康支援室の表を削る。

別表第2福祉保健部、保険経営室の表の次に次のように加える。

#### 健康支援室

健康政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1	保健所及び保健センター業務の調整に関する事項				
(1)	保健所及び保健センター業務の調整に関すること。		重要	一般的	輕易
2	健康都市構想に関する事項				
(1)	健康都市構想に関すること。		重要	一般的	輕易
3	人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項				
(1)	人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。			○	
4	保健師の現任教育に関する事項				
(1)	保健師の現任教育に関すること。			○	
5	保健センター、健康の杜センター及び				

いきいきプラザに関する事項					
(1) 保健センター、健康の杜センター及びいきいきプラザの運営管理に関すること。				○	
6 墓地、納骨堂又は火葬場に関する事項					
(1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。		○			
7 公衆衛生に関する事項					
(1) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。			重要	一般的	
8 医師の臨床研修に関する事項					
(1) 医師の臨床研修に関すること。			○		
9 保健師の活動に関する事項					
(1) 保健師の統括に係る支援に関すること。		重要		一般的	
10 地域支援事業に関する事項					
(1) 地域支援事業に関すること。		重要	一般的	軽易	
11 地域包括支援センター運営協議会に関する事項					
(1) 地域包括支援センター運営協議会の運営に関すること。		重要	一般的	軽易	



地域保健						
項目	決定区分				備考	
	副市長	部長等	室長	課長		
1 保健計画に関する事項						
(1) 保健計画の推進に関すること。		重要	一般的			
2 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事項						
(1) 食育推進計画の推進に関すること。		重要	一般的			
3 健康増進法（平成14年法律第103号）等による保健事業に関する事項						
(1) 成人保健に関すること。			重要	一般的		
(2) 地域介護予防事業に関すること。			同上	同上		
(3) 地域担当保健師に関すること。			同上	同上		
4 歯科保健事業に関する事項						
(1) 成人歯科健診及び保健指導に関すること。				○		
5 健康づくり及びその推進に関する事項						
(1) 健康づくり及びその推進に関すること。				○		
(2) 食生活改善推進員に関すること。				○		
(3) 調理実習材料の					行政経	

購入契約及び検収 に関すること。					営 部 契 約 管 財 室 契 約 課 の 決 定 区 分 に 準 ず る。
6 地域保健法（昭和 22年法律第101 号）による家庭訪問 指導に関する事項					
(1) 保健・栄養相談 指導に関するこ と。				○	
7 結核等の検診に関 する事項					
(1) 結核等の検診に 関すること。				○	
8 難病及び特定疾病 対策に関する事項					
(1) 難病及び特定疾 病対策に関するこ と。				○	
9 高齢者の虐待に関 する事項					
(1) 高齢者の虐待に 関すること。			○		
10 栄養士及び看護 師等実習の指導に関 する事項					
(1) 栄養士及び看護 師等実習の指導に 関すること。				○	

別表第2福祉保健部、保健衛生室、精神保健の表第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次のように加える。

1 保健所運営協議会 に関する事項					
(1) 保健所運営協議		重要	一般的	軽易	

会に関すること。					
----------	--	--	--	--	--

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子育て支援の表に次のように加える。

9 青少年相談に関する事項					
(1) 青少年相談に関すること。				○	
10 子どもの権利擁護委員に関する事項					
(1) 子どもの権利擁護委員に関すること。				○	

別表第2産業部、産業総室、観光の表を次のように改める。

産業立地		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	産業立地に関する事項					
(1)	企業誘致に関すること。		重要	一般的		
(2)	大規模集客施設等に関すること。		同上	同上		
(3)	工業立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。		同上	同上		

別表第2産業部、商工振興室の表中「商工振興室」を「商工観光室」に改め、同表に次のように加える。

観光		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	観光に関する事項					
(1)	観光客の誘致及び観光案内に関すること。				○	
(2)	郷土観光祭に関すること。			○		

(3) 観光施設の整備管理に関すること。				○	
(4) 観光地の美化に関すること。				○	
(5) 観光関係団体の連絡調整に関すること。				○	
2 観光の企画開発に関する事項					
(1) 観光事業の計画、振興に関すること。		○			
(2) 観光資源の利用、保全、開発に関すること。			○		

別表第2まちづくり部、まち開発室、産業立地の表を削る。

別表第2まちづくり部、まち整備室、道路河川の表第9項第3号中「境界査定」を「境界確定」に改める。

別表第2まちづくり部、リニア交通室の表を削る。

(甲府市工事検査規程の一部改正)

第2条 甲府市工事検査規程（昭和45年5月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「指導検査担当課長並びに」を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市規程第3号

甲府市辞令式の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市辞令式の一部を改正する規程

甲府市辞令式（昭和29年7月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（別記）第58号中「第28条第1項第○号」を「第○○条第○項第○号」に改める。

第2号様式（別記）第75号から第78号までを次のように改める。

75から78まで	削除	
----------	----	--

第2号様式（別記）第79号中

「

<p>（職名）に採用する （職種名）を命ずる……（職種名を明確にする場合） （部名）（室名）（課名）（補職名）を命ずる 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項の給料表○号給を給する 任期は○○年○○月○○日までとする</p>
---

を

「

<p>(1) 特定任期付職員の場合 （職名）に採用する （職種名）を命ずる……（職種名を明確にする場合） （部名）（室名）（課名）（補職名）を命ずる 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表○号給を給する</p>
--

任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする

(2) 常勤職員の場合  
 (職名) に採用する  
 (職種名) を命ずる…… (職種名を明確にする場合)  
 (部名) (室名) (課名) (補職名) を命ずる  
 〇〇給料表〇級〇号給を給する  
 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする

(3) 短時間勤務職員の場合  
 (職名) に採用する  
 (職種名) を命ずる…… (職種名を明確にする場合)  
 (部名) (室名) (課名) (補職名) (週〇〇時間勤務) を命ずる  
 〇〇給料表〇級〇号給を給する  
 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする

に

改める。

第2号様式(別記)に次のように加える。

89 定年前再任用	(職名) に定年前再任用する (部名) (室名) (課名) (補職名) (週〇〇時間勤務) を命ずる 〇〇給料表〇級を給する 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする	年齢60歳以上の退職者等を定年前再任用短時間勤務職員に任用する場合
90 定年前再任用 任期满了	定年前再任用の任期の満了により 〇〇年〇〇月〇〇日限り退職とする	
91 異動期間延長	〇〇年〇〇月〇〇日まで異動期間を延長する	管理監督職勤務上限年齢による降任等をさせずに引き続いて当該管
92 異動期間延長 期限延長	異動期間延長の期限を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長する	
93 異動期間延長	異動期間延長の期限を〇〇年〇〇	

期限繰上	月〇〇日に繰り上げる	理監督職として勤務させる場合
------	------------	----------------

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第5項若しくは第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。）を行う場合における第2条に規定する記載事項及び記入要領は、次のとおりとする。

	辞令文例	備考
1 暫定再任用	(1) 常勤職員の場合 （職名）に再任用する （部名）（室名）（課名）（補職名）を命ずる 〇〇給料表〇級を給する 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする  (2) 短時間勤務職員の場合 （職名）に再任用する （部名）（室名）（課名）（補職名）（週〇〇時間勤務）を命ずる 〇〇給料表〇級を給する 任期は〇〇年〇〇月〇〇日までとする	定年退職者等を常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に暫定再任用する場合
2 暫定再任用任期更新	再任用の任期を〇〇年〇〇月〇〇日まで更新する	
3 暫定再任用職員の任期の定めのない職員への異動	（部名）（室名）（課名）（補職名）を命ずる 任期の定めのない職員となった〇〇給料表〇級を給する	

4 暫定再任用任期 満了	再任用の任期の満了により〇〇年 〇〇月〇〇日限り退職とする
-----------------	----------------------------------



---

# 告示

---

甲府市告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 都市計画の種類 甲府都市計画道路の変更  
(3・4・33号 大手二丁目浅原橋線)
- 2 縦覧場所 甲府市まちづくり部 まち開発室 都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月3日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字大土井1780番1から1780番10まで、  
1800番1、1800番4から1800番10まで及び  
1804番3から1804番6まで  
以上22筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号  
東京セキスイハイム株式会社  
代表取締役 吉田匡秀

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月3日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市蓬沢一丁目54番1から54番3まで、59番4、59番6、  
59番8、67番1、67番5及び306番1  
以上9筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市蓬沢一丁目10番3号  
荻原親夫  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田高志

甲府市告示第72号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                    |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）福発第7156号   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第73号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105688                               |
| 2 | 事業所の名称    | ケアプランひだまり                                |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市北新二丁目2番7号<br>戸澤住宅10番                  |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市富竹三丁目2番13号<br>合同会社LINKS<br>代表社員 平田 光司 |
| 5 | サービスの種類   | 居宅介護支援                                   |
| 6 | 指定年月日     | 令和5年4月1日                                 |

甲府市告示第75号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990200105                               |
| 2 | 事業所の名称    | 甲州デイサービスセンターきぼう 山梨事業所                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 山梨市上神内川1265番地1                           |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町四日市場2031番地<br>医療法人銀門会<br>理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防通所介護相当サービス              |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年3月31日                                |

甲府市告示第76号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 令和4年度国民健康保険料2期督促状  
令和4年度国民健康保険料3期督促状  
令和4年度国民健康保険料5期督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課



動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年3月9日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和5年3月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市上町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：青色の革製首輪及び茶色の革製首輪を装着
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第78号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和5年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100242                                  |
| 2 | 事業所の名称    | ケアサポート望月                                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市美咲二丁目16番17号                              |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市美咲二丁目16番17号<br>株式会社寝具の望月<br>代表取締役 大野 敦 司 |
| 5 | サービスの種類   | 居宅介護支援                                      |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年3月31日                                   |

甲府市告示第80号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970800387                              |
| 2 | 事業所の名称    | 進明福祉会訪問介護支援センター                         |
| 3 | 事業所の所在地   | 中央市成島2448番地2                            |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 中央市成島2448番地2<br>社会福祉法人進明福祉会<br>理事長 内藤 巧 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防訪問介護相当サービス                          |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年3月31日                               |

甲府市告示第 8 1 号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号  
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971801046                                      |
| 2 | 事業所の名称    | デイサービスセンターからかしわ                                 |
| 3 | 事業所の所在地   | 笛吹市石和町唐柏400番地1                                  |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 笛吹市石和町四日市場2031番地24<br>株式会社サンライフ寿<br>代表取締役 島津 令子 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防通所介護相当サービス                     |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年3月30日                                       |

甲府市告示第83号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 差押調書（謄本）企発第24939号  |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）               |
| 3 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、令和5年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和4年度甲府市一般会計補正予算（第11号）
- 2 令和4年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和4年度甲府市病院事業会計補正予算（第2号）

令和5年3月10日 原案可決



甲府市告示第 85 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 5 年 3 月 14 日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 企発第 25132 号<br>充当計算書 企発第 25133 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課                     |

甲府市告示第86号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和5年3月15日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第 87 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定に基づき、土地  
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第 3 項の規定に  
より公示する。

令和 5 年 3 月 15 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧期間 令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 5 月 1 日まで  
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧場所 甲府市役所本庁舎 3 階 資産税課

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定する区域  
甲府市富士見一丁目1695番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

甲府市告示第 89 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条 3 項の規定により公告する。

その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 5 年 3 月 31 日まで一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 16 日

甲府市長 樋口 雄一

1 道路の占有を制限する区域

路線番号	路線名	起 点	終 点
20	富士見中線	甲府市朝日一丁目 198番2地先	甲府市北口一丁目 9番地先
1254	朝日荒川線	甲府市朝日二丁目 209番1地先	甲府市荒川二丁目 91番2地先
755	小瀬町1号線	甲府市小瀬町 334番8地先	甲府市小瀬町 1002番1地先
937	小瀬2号線	甲府市上今井町 2508番1地先	甲府市上今井町 221番1地先

2 制限を対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和 5 年 4 月 1 日

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年3月22日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和5年3月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市徳行二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種（柴犬系）
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：灰色の首輪を装着
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課  
電話055-237-2550

甲府市告示第91号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 令和4年度固定資産税・都市計画税第3期督促状<br>令和4年度固定資産税 償却資産 第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課                                 |

甲府市告示第92号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和5年3月17日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課



甲府市告示第93号

次の墓地使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 書類名       | 墓地使用料督促状         |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第4項の規定により次のとおり指定納付受託者が住所変更したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社 JTB  
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目1番25号  
JTBビル4階
- 2 変更の内容  
事務所移転に伴う住所変更
- 3 変更日  
令和5年3月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下飯田二丁目644番及び646番3から646番5まで  
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市塚原町359番地  
社会福祉法人山梨檜の会  
理事長 臼井 行夫

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証  
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市山宮町字西橋場652番1、652番3から652番5まで、  
653番1から653番19まで及び634番9の一部  
以上24筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市向町290番地3  
株式会社リ・スタイル  
代表取締役 中込 哲太郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月23日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市小瀬町字整理地1119番1から1119番14まで、  
1126番1及び1126番3から1126番16まで  
以上29筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市池田一丁目5番9号  
有限会社グリーンリーフホーム  
代表取締役 遠藤勇司

甲府市告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字整理地1353番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町八田172番地1  
ヴェルジェA201  
細川 祐輝

甲府市告示第100号

次の住宅使用料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名       | 住宅使用料督促状         |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部収納管理室収納課 |



甲府市告示第101号

地方自治法第219条第2項の規定により、令和5年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

令和4年度甲府市一般会計補正予算（第12号）

令和5年3月23日 原案可決

地方自治法第219条第2項の規定により、令和5年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和5年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 令和5年度 甲府市一般会計予算
- 2 令和5年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和5年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 令和5年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 令和5年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和5年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 7 令和5年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 8 令和5年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 9 令和5年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 10 令和5年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 11 令和5年度 甲府市病院事業会計予算
- 12 令和5年度 甲府市下水道事業会計予算
- 13 令和5年度 甲府市水道事業会計予算
- 14 令和5年度 甲府市簡易水道等事業会計予算

令和5年3月23日 原案可決

甲府市告示第103号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に送付したが、あて所なしで返戻されたため、公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |             |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 書類名       | 助言・指導書（再）   |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）        |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所空き家対策課 |

甲府市告示第104号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に送付したが、あて所なしで返戻されたため、公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 書類名       | 助言・指導書      |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略)        |
| 3 保管場所      | 甲府市役所空き家対策課 |

甲府市告示第105号

次の特定空家等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に送付したが、あて所なしで返戻されたため、公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 書類名       | 助言・指導書      |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略)        |
| 3 保管場所      | 甲府市役所空き家対策課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市羽黒町字村前13番1から13番21まで、32番1、  
32番3から32番6まで、33番4、40番1から40番9まで、  
41番1から41番7まで、57番1、57番3から57番9まで及び  
68番3から68番5まで  
以上54筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市小瀬町8番地  
株式会社とちの木  
代表取締役 小 関 敏 和

甲府市告示第107号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1972300014                                  |
| 2 | 事業所の名称    | シルクの里デイサービスセンター                             |
| 3 | 事業所の所在地   | 中央市大鳥居3738番地1                               |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 中央市下河東620番地<br>社会福祉法人中央市社会福祉協議会<br>会長 河西 敏郎 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防通所介護相当サービス                              |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年4月15日                                   |

甲府市告示第108号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970100564                                    |
| 2 | 事業所の名称    | ニチイケアセンター甲府南                                  |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市増坪町266番地11                                 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目9番地<br>株式会社ニチイ学館<br>代表取締役 森 信介 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防通所介護相当サービス                                |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年4月15日                                     |



農地環境整備事業帯那棚田の里地区の土地改良事業計画を変更するに当たり、土地改良法第88条第6項で読み替えた同法第87条の2第8項の規定に基づき、変更後の計画概要を公告し、当該土地改良事業計画概要書を次により縦覧に供する。

令和5年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧書類  
令和4年度計画変更土地改良事業計画概要書農地環境整備事業
- 2 縦覧期間  
令和5年3月28日から令和5年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 4 意見書の提出方法  
この土地改良事業計画概要書について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、山梨県中北農務事務所長あて書面で提出してください。

甲府市告示第110号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成12年甲府市告示第206号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

甲府市長 樋口雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境対策室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第111号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（平成12年甲府市告示第209号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境対策室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第112号

悪臭原因物質の規制地域及び規制基準（平成16年甲府市告示第407号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

別紙図面を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は環境部環境対策室環境保全課において公衆の縦覧に供する。）

甲府市告示第113号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和5年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 サービスの種類   | 別紙のとおり    |
| 2 事業所の名称    | 別紙のとおり    |
| 3 事業所の所在地   | 別紙のとおり    |
| 4 当該事業所の設置者 | 別紙のとおり    |
| 5 確認年月日     | 令和5年3月10日 |

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 東下条町自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市東下条町 8 0 番地 3	甲府市東下条町 6 5 番地 1

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	秋山 健太郎	望 月 勝 則
代表者 住 所	甲府市東下条町 8 0 番地 3	甲府市東下条町 6 5 番地 1

3 変更年月日 令和 5 年 3 月 1 2 日

甲府市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
所在地	甲府市西下条町438番地2	甲府市西下条町753番地

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	新 田 健 児	三 神 源 治
代表者 住 所	甲府市西下条町438番地2	甲府市西下条町753番地

3 変更年月日 令和5年3月25日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

令和5年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800011                                      |
| 2 | 事業所の名称    | グループホームひかり昭和西条                                  |
| 3 | 事業所の所在地   | 中巨摩郡昭和町西条2092番地                                 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 東京都港区芝大門一丁目4番9号 大門8階<br>ルミナス株式会社<br>代表取締役 野田 浩志 |
| 5 | サービスの種類   | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護                |
| 6 | 廃止年月日     | 令和5年3月31日                                       |



甲府市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び同法第115条の12の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

令和5年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800086                                    |
| 2 | 事業所の名称    | ニチイケアセンター 昭和西条                                |
| 3 | 事業所の所在地   | 中巨摩郡昭和町西条2092                                 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地<br>株式会社ニチイ学館<br>代表取締役 森 信介 |
| 5 | サービスの種類   | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護              |
| 6 | 指定年月日     | 令和5年4月1日                                      |

甲府市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和5年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105696                                  |
| 2 | 事業所の名称    | ウッズ福祉用具レンタル                                 |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市川田町944番地1<br>モナーク甲府309                   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市竜王新町1066番地1<br>特定非営利活動法人 心優<br>代表理事 望月新吾 |
| 5 | サービスの種類   | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与                        |
| 6 | 指定年月日     | 令和5年4月1日                                    |

甲府市告示第119号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971801509
2	事業所の名称	ヘルパーステーションコスモ笛吹
3	事業所の所在地	笛吹市石和町四日市場1647 プラネットマンション1F
4	当該事業所の申請者	甲府市下向山町1280番地1 社会福祉法人いきいき倶楽部
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	令和5年4月1日

甲府市告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第121号

平成16年甲府市告示第214号（口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報）は令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第122号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第123号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |   |  |
|---|-----------|---|---|--|
| 1 | 書         | 類 | 名 | 甲府市介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書  |
| 2 | 発         | 送 | 日 | 令和5年3月10日  |
| 3 | 項         |   | 目 | 令和4年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書<br>令和4年度介護保険料納付書9期分  |
| 4 | 納         | 期 | 限 | 令和5年3月31日  |
| 5 | 納         | 付 | 場 | 所<br>甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>甲府市指定コンビニエンスストア<br>甲府市企画財務部収納管理室収納課<br>甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課<br>窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 |   |   | (省略)<br>(省略)   |
| 7 | 保         | 管 | 場 | 所<br>甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課  |

甲府市告示第124号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため、調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名       | 法人市民税決定通知書        |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり            |
| 3 | 保管場所      | 甲府市企画財務部課税管理室市民税課 |



甲府市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1644	砂田6号線	甲府市砂田町1159番1地先 甲府市砂田町1189番地先	なし

甲府市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1644
- 3 路線名 砂田6号線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市砂田町1159番1地先 甲府市砂田町1189番地先	5.0～ 9.0	123.0	

甲府市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 441
- 3 路線名 梨の木（B）線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市羽黒町字村前66番地先から 甲府市羽黒町字村前38番1地先まで	1.10～ 4.80	105.0
新	甲府市羽黒町字村前66番地先から 甲府市羽黒町字村前38番1地先まで	4.14～ 8.20	113.1

甲府市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	梨の木(B)線	甲府市羽黒町字村前 66番地先から 甲府市羽黒町字村前 38番1地先まで	113.1	令和5年 3月31日

甲府市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第131号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                       |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名    | 合同会社しよすたこぼると          |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市国玉町1000番地20        |
| 3 | 事業所名    | 多機能型重症児デイサービスぱるぽるか    |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市飯田四丁目2番31号 光進ビル102 |
| 5 | 事業の種類   | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス  |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103489            |
| 7 | 指定年月日   | 令和5年4月1日              |

甲府市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 事業者名    | 特定非営利活動法人青波       |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市住吉四丁目13番28号    |
| 3 | 事業所名    | つなぐ               |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉四丁目13番28号    |
| 5 | 事業の種類   | 就労継続支援B型          |
| 6 | 主たる対象者  | 身体障害者・知的障害者・精神障害者 |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103454        |
| 8 | 指定年月日   | 令和5年4月1日          |



甲府市告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 事業者名    | 社会福祉法人山梨櫛の会                            |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市塚原町359番地                            |
| 3 | 事業所名    | グループホームLIFE                            |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市下飯田二丁目5番17号                         |
| 5 | 事業の種類   | 共同生活援助<br>短期入所                         |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし                                   |
| 7 | 指定事業所番号 | 1920103429（共同生活援助）<br>1910103439（短期入所） |
| 8 | 指定年月日   | 令和5年4月1日                               |

甲府市告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名    | 株式会社ZIRITS                                    |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市宮原町94番地1                                   |
| 3 | 事業所名    | 特定相談支援事業所じりつ                                  |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市宮原町94番地1                                   |
| 5 | 事業の種類   | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援                            |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし  |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103468（指定特定相談支援）<br>1970103477（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日   | 令和5年4月1日                                      |

甲府市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	社会福祉法人いきいき倶楽部
2	事業者の所在地	甲府市下向山町1280番地1
3	事業所名	就労継続支援事業所コスモBluePeter
4	事業所の所在地	甲府市国母一丁目4番11号
5	事業の種類	就労継続支援B型
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1910103447
8	指定年月日	令和5年4月1日

甲府市告示第136号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口雄一

1	事業者名	株式会社KACHIKAN
2	事業者の所在地	甲府市国玉町976番地2
3	事業所名	アプリコ国玉
4	事業所の所在地	甲府市国玉町976番地2
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	指定事業所番号	1950103505
7	指定年月日	令和5年4月1日

甲府市告示第137号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社KACHIKAN         |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市国玉町976番地2         |
| 3 | 事業所名    | アプリコ甲府               |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市富士見一丁目3番25号       |
| 5 | 事業の種類   | 児童発達支援<br>放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950103497           |
| 7 | 指定年月日   | 令和5年4月1日             |

甲府市告示第138号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社あやめ         |
| 2 | 事業者の所在地 | 長野県諏訪市中洲4401番地7 |
| 3 | 事業所名    | アプリコ国玉          |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市国玉町976番地2    |
| 5 | 事業の種類   | 放課後等デイサービス      |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950102713      |
| 7 | 廃止年月日   | 令和5年3月31日       |

甲府市告示第139号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和5年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社あやめ           |
| 2 | 事業者の所在地 | 長野県諏訪市中洲4401番地7   |
| 3 | 事業所名    | アプリコ甲府            |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市富士見一丁目3番25     |
| 5 | 事業の種類   | 児童発達支援・放課後等デイサービス |
| 6 | 指定事業所番号 | 1950101996        |
| 7 | 廃止年月日   | 令和5年3月31日         |

---

# 議会局

---

甲府市議会規程第 1 号

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

甲府市議会議長 興 石 修

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 1 2 月  
条例第 4 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様



- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する保険者番号及び同条第 1 2 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 1 1 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号

- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号  
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起そ

の他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（第1号様式）によるものとし、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人

## 情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免

許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
  - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合の、条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならないとされる書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 登録を受けた本人の印鑑を押印した委任状（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）
  - (2) 前号に規定する印鑑に係る印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に発行されたものに限る。）
- 4 代理人が、前項第1号に規定する委任状に登録を受けた本人の印鑑を押印できない場合又は同項第2号に規定する印鑑登録証明書を実施機関に提示若しくは提出できない場合において、議長は、本人に対して当該代理人への委任の意思を確認することができる。
- 5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前

にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定等の通知)

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(保有個人情報開示決定通知書等)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書(第3号様式)とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書(第4号様式)とする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第5号様式)とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書(第6号様式)とする。

(保有個人情報の開示に係る意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(第8号様式)とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する

る意見書（第9号様式）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、保有個人情報開示通知書（第10号様式）とする。

（開示の実施方法等）

第16条 条例第28条第1項及び次項から第4項までの規定により、写し、複写したもの又は用紙に出力したもの（用紙に出力したものの写しを含む。）（以下これらを「写し等」という。）を交付する場合において、当該写し等の交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

2 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

3 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限



る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

- 4 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(保有個人情報の開示の実施方法等申出書等)

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(第11号様式)により行うものとする。

- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の負担)

第18条 条例第30条に規定する写しの交付に要する費用として実費の範囲内において議長が定める額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 議会の窓口で写しの交付を受ける場合 写しの作成に要する費用として別表に定める額
- (2) 郵送で写しの交付を受ける場合 前号に定める額及び写しの送付に要する費用として別表に定める額

- 2 前項に規定する費用は、甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)第46条第1項に規定する納付書により納付しなければならない。ただし、議長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(保有個人情報訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第12号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第13号様式)とする。

- 2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第14号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第15号様式)とする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書(第16号様式)とする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報訂正実施通知書(第17号様式)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第18号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第19号様式)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第20号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第21号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書(第22号様式)とする。

(審査会諮問通知書)

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(第23号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第18条関係）

写しの作成に要する費用	写しの作成方法	金額
	複写機による複写	1枚（単色（黒）刷り）につき
	用紙に印刷物として出力したもの	10円（カラーで複写され、又は出力されたものにあつては、20円）
	上記以外の方法	写しの作成に要する費用に相当する額
写しの送付に要する費用		郵送料相当額

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力する場合は、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写、印刷又は出力する場合は、日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

第1号様式（第8条関係）

個人情報ファイル簿

管理番号	
個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルを所管する組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルに記録される項目	
個人情報ファイルに記録される個人（対象者）の範囲	
個人情報ファイルに記録される記録情報の収集方法	
要配慮個人情報の有無	
個人情報ファイルに記録される記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	
甲府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程第8条第9項に該当する個人情報ファイル	
公表年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	
備考	

第 2 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市議会議長

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報開示請求書

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求する保有個人情報の内容(保有個人情報が記録されている文書の件名又は知りたいと思う事項を具体的に記入してください。)		
希望する開示の実施方法等	1 窓口での閲覧を希望する。(希望日: 年 月 日) 2 窓口での写しの交付を希望する。(希望日: 年 月 日) 3 写しの送付(本人限定受取郵便による郵送)を希望する。	
代理人が開示請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 )

- 注1 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 開示請求の際は、本人確認書類等の提示又は提出が必要になります。裏面の注意事項をご確認ください。
- 3 希望する開示の実施方法等について、窓口での写しの交付を希望する場合及び写しの送付(本人限定受取郵便による郵送)を希望する場合は、公文書の写しの作成にかかる費用及び郵送料(写しの送付を希望する場合のみ)をご負担いただきます。裏面の注意事項をご確認ください。
- 4 希望する開示の実施方法等について、窓口での閲覧又は窓口での写しの交付を希望する場合において、事務処理の都合上、ご記入いただいた希望日に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他( )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他( ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書
備考	

第3号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議員 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示することを決定したので、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により通知します。

開示の区分	全部開示 ・ 部分開示
開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施方法等	
開示しない部分	
開示しない理由	
備考	

注意事項

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類（運転免許証等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 窓口での写しの交付による保有個人情報の開示を受ける方は、同封の納付書にて写しの交付にかかる費用を納めていただき、領収書を窓口にご提示ください。納付の確認ができない場合は、写しを交付できませんのでご注意ください。
- 3 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議員長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第4号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議員 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり全部を開示しないことを決定したので、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示しない理由	
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議員長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議員長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



第 5 号様式（第 1 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長



保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 5 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長後の期間等	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

第 6 号様式（第 1 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定を適用し、開示決定等をする期限を次のとおりとしたので通知します。

開示請求のあった保有個人情報の内容	
甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第26条第1項を適用する理由	
保有個人情報のうちの相当部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
備考	

第7号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第 8 号様式（第 1 5 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報の開示に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 7 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
条例第 27 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市議会議長

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
ご連絡先	

注1 「意見欄」は、該当する項目にチェックを入れてください。

2 支障がある場合には、「(1) 支障（不利益）がある部分」欄及び「(2) 支障（不利益）がある理由」欄も記載してください。

第10号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報開示通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市議会議員

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 8 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定通知書等の番号等	文書番号： 日 付：	
開示決定に係る保有個人情報の名称等		
希望する開示の実施方法等	1 窓口での閲覧・視聴を希望 希望日： 年 月 日 時 間： 時 分	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の閲覧・視聴を希望する。 2 一部の閲覧・視聴を希望する。 (希望する部分： )
	2 窓口での写しの交付を希望 希望日： 年 月 日 時 間： 時 分	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の写しの交付を希望する。 2 一部の写しの交付を希望する。 (希望する部分： )
	3 写しの送付を希望	開示決定に係る保有個人情報の 1 全部の写しの送付を希望する。 2 一部の写しの送付を希望する。 (希望する部分： )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号等を○で囲んでください。

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市議会議長

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報訂正請求書

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が訂正請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。記載にあたっては、裏面の注意事項をご確認ください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 その他( )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他( ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書
備考	



第13号様式（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容	
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第14号様式（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正しない理由	
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 1 5 号様式（第 2 1 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 3 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長後の期間等	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

第16号様式（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書


年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第36条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
備考	

第 17 号様式（第 23 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 

保有個人情報訂正実施通知書

年 月 日付けで提供した次の保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

提供した保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
備考	

第18号様式（第24条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市議会議長

住所又は居所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

保有個人情報利用停止請求書

甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)	
代理人が利用停止請求する場合における本人の状況等	代理人の種別	1 法定代理人 ア 未成年者の親権者 イ 成年後見人 2 委任による代理人 (保有特定個人情報に係る利用停止請求に限る。)
	本人の氏名	(未成年者の場合 年 月 日生)
	本人の住所	(電話番号 )

注 各欄に必要な事項を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。

※ 以下には、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他( )
代理人資格確認欄	1 法定代理人の場合 ア 戸籍謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他( ) 2 委任による代理人の場合 ア 委任状 イ 印鑑登録証明書
備考	

第19号様式（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第20号様式（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止しない理由	
備考	

注1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（甲府市議会議長が被告の代表者となります。）、甲府地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



第 2 1 号様式（第 2 6 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長 印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
当初の期間等	日（利用停止決定等の期限： 年 月 日）
延長後の期間等	日（利用停止決定等の期限： 年 月 日）
延長の理由	
備考	

第 2 2 号様式（第 2 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長



保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 4 3 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
条例第 43 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備考	

第 2 3 号様式（第 2 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市議会議長



審査会諮問通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり甲府市個人情報保護審査会に諮問したので、甲府市議会の個人情報の保護に関する条例第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求・訂正請求・ 利用停止請求のあつ た保有個人情報の内 容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
備考	

---

# 教育委員会

---

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月15日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第2号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則（平成31年3月19日教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第1項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第2項中「当該者障害者」を「当該障害者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第3条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改める。

第3条第4項中「教育委員会」を「甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

第4条第2項中「観覧料」を「利用料金」に改め、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第1号様式中「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「第2号様式」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「第3号様式」に改め、「観覧料」を「利用料金」に改め、「甲府市教育委員会」を「指定管理者」に改め、「観覧」を「利用」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數 野 保 秋

### 甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表教育総室、学校教育課の項中「情報化推進係」を「ICT推進係」に改め、同表教育総室、学事課の項中「学事係」の次に「、ICT整備係」を加え、同表生涯学習室、生涯学習課の項中「芸術係」の次に「、こうふ愛醸成係」を加える。

第12条の2各号を次のように改める。

(1) 指定管理者が行う管理以外の武田氏館跡歴史館の管理に関すること。

第20条第1項の表武田氏館跡歴史館の項を削る。

別表教育総室、学校教育課の項第12号中「情報化」を「ICT教育」に改める。

別表教育総室、学事課の項に次の1号を加える。

(18) 学校のICT環境の整備に関すること。

別表生涯学習室、生涯学習課の項に次の2号を加える。

(17) こうふ開府の日に関すること。

(18) こうふ開府500年レガシー事業に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

#### 甲府市教育委員会規則第4号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条の2第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項並びに第3項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年9月条例第31号。以下この項において「改正条例」という。）附則第3項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用短時間勤務職員（改正条例附則第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による

改正後の第9条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の第7条第2項並びに第9条並びに第9条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第11条第1項及び第3項（第1号を除く。）の規定を適用する。



甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則  
甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則（昭和53年3月規則第1号）  
の一部を次のように改正する。

別表高等学校教育職給料表の適用を受ける者中「再任用職員」を「定年前再任用  
短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2部長以下の個別決定事案、生涯学習の表に次のように加える。

1 2	こうふ開府の日に関する事項				
(1)	こうふ開府の日に関する事 こと。	重 要	一 般 的	軽 易	
1 3	こうふ開府500年レガシー事業に関する事 項				
(1)	こうふ開府500年レガシー事業に関するこ と。	重 要	一 般 的	軽 易	

別表第2部長以下の個別決定事案、歴史文化財の表第3項を次のように改める。

3	武田氏館跡歴史館に関する事項				
(1)	武田氏館跡歴史館の管理に関する事 こと。			○	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數野保秋

甲府市教育委員会規程第2号

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

甲府市学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月規定第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会

教育長 數 野 保 秋

甲府市教育委員会規程第3号

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

甲府市立小中学校職員の勤務時間に関する規程（平成4年7月規定第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第2号

平成16年甲府市教育委員会告示第3号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月14日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

甲府市教育委員会告示第3号

市立の義務教育諸学校等の児童生徒についての災害共済給付に係る共済掛金の額のうちその保護者等から徴収する額を定める件の告示（平成17年4月1日教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

甲府市教育委員会  
教育長 數野保秋

本則各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市立の義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者等で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又はこれに準ずる程度に困窮していると教育長が認める者は、経済的理由により徴収しない。

本則第1号中「生徒」の次に「（一般）」を加え、本則第2号を本則第3号とし、本則第1号の次に次の1号を加える。

(2) 義務教育諸学校の児童又は生徒（要保護） 20円

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第34号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,089人
2	1/3の数	51,469人
3	1/6の数	25,735人
4	選挙人名簿登録者数	154,407人

甲府市選挙管理委員会告示第35号

山梨県議会議員一般選挙及び甲府市議会議員一般選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

令和5年3月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 令和5年3月1日から令和5年4月23日まで



甲府市選挙管理委員会告示第36号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における各候補者の出納責任者から提出があった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年1月22日執行 甲府市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 15,633,800円
- 3 報告書の要旨

甲府市選挙管理委員会告示第37号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,088人
2	1/3の数	51,465人
3	1/6の数	25,733人
4	選挙人名簿登録者数	154,395人

甲府市選挙管理委員会告示第38号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

令和5年3月30日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第40号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第41号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第42号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼三丁目5番44号	令和5年4月1日から 令和5年4月8日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村三丁目5番20号	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで
甲府市西部市民センター 1階大ホール	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	令和5年4月6日から 令和5年4月8日まで

甲府市選挙管理委員会告示第43号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武



甲府市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙において甲府市中道公民館に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	備考
甲府市中道公民館会議室	午前8時30分	午後5時	

甲府市選挙管理委員会告示第46号

令和5年4月9日執行の山梨県議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年3月31日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年3月31日（金） 午後5時5分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

---

# 公平委員会

---

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 山口 一 男

## 甲府市公平委員会規則第1号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年3月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条中「作成し、」の次に「毎年、苦情相談の概要を」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の第2条の規定を適用する。

---

# 監査委員

---

甲府市監査委員告示第7号

甲府市職員措置請求に係る勧告（令和4年11月25日付け甲監発第35号）に基づき、別紙のとおり甲府市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定により公表する。

令和5年3月29日

甲府市監査委員

相 良 治 彦  
雨 宮 均  
小 澤 浩

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、令和5年3月29日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和5年3月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

## 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく許可申請について
- 2 令和5年4月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和5年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 4 令和5年度甲府市農業委員会年間事業計画について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)会計規程附属諸様式目次中「第28号(その2の1)見積書兼請求書」を「第28号(その2の1)削除」に改める。

第28号様式(その1)を次のように改める。

第28号様式(その1)





水道加入金等納入済通知書控

工事場所・お客様氏名

様

合計金額 円

○納入場所  
・甲府市上下水道局及び次の金融機関の本店

金融機関名

甲府市上下水道局給排水課  
〒400-0046  
甲府市下石田二丁目23番1号  
TEL  
FAX

領収日付印

(金融機関保管)

水道加入金等納入通知書兼領収書

工事場所・お客様氏名

様

水道加入金等納入通知書

工事場所  
お客様氏名

ID 年度 納付率% 請求合計金額 消費税 CD

内 訳	金 額	詳 細
加 入 金	円	口径 × 口
消費税等相当額	円	口径 × 口
路面復旧費	円	口径 × 口
消費税相当額	円	合計金額 円
設計書差手数料	円	
道路分水手数料	円	
完成検査手数料	円	
再検査手数料	円	

領収日付印

(水道局保管)

上記金額を領収済につき通知します。  
甲府市上下水道局企業出納員あて

※機械処理しますので折ったり汚したりしないでください。  
切り離すに納入場所へお持ちください。

《お問い合わせ》

選格請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288

内 訳	金 額	詳 細
加 入 金	円	口径 × 口
消費税等相当額	円	口径 × 口
路面復旧費	円	口径 × 口
消費税相当額	円	道路分舗装費
設計書差手数料	円	
道路分水手数料	円	
完成検査手数料	円	
再検査手数料	円	

合計金額 円

%対象額 円 消費税等相当額 円

(%)

甲府市上下水道局給排水課  
〒400-0046  
甲府市下石田二丁目23番1号  
TEL  
FAX  
営業時間 午前8時30分～午後6時15分  
(土・日曜、祝日、年末年始を除きます。)

甲府市上下水道事業管理者  
上記金額を領収いたしました。

甲府市上下水道局企業出納員  
甲府市上下水道局指定金融機関  
※金額を訂正したのも、領収日付印  
のないものは無効です。

領収日付印

(お客様保管)

第39号様式（その1の4）を次のように改める。

第39号様式（その1の4）

年度	年	月	日	年度	年	月	日	年度	年	月	日
納入通知書兼領収書				納入済通知書				納入済通知書控			
科目				科目				科目			
金額 %対象 円				金額 %対象 円				金額 %対象 円			
うち消費税等相当額 % 円				うち消費税等相当額 % 円				うち消費税等相当額 % 円			
領 要				領 要				領 要			
納入期限 年 月 日				納入期限 年 月 日				納入期限 年 月 日			
選格請求書発行事業者番号				選格請求書発行事業者番号				選格請求書発行事業者番号			
上記のとおり納付してください。 甲府市上下水道事業管理者				上記の金額を領収しましたので通知します。 甲府市上下水道局企業出納員あて				甲府市上下水道局			
納入場所 〒400-0046 甲府市上下水道局又は甲府市上下水道局指定金融機関				領 収 印				領 収 印			
金融機関名				領 収 印				領 収 印			
上記の金額を領収いたしました。 領収印のないものは無効です。 訂正したものは無効です。(お客様)				(取戻し—取りまとめ係—上下水道局)				(金融機関用)			

第39号様式（その9）を次のように改める。

第39号様式（その9）

(3枚目)

スポーツ施設使用料納入通知書兼領収書							受付月 番号 No. ー	
申請者 住所 氏名 様 電話(自宅) (勤務先) 所属団体名							年 月 日	
適格請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288								
使用日時	テニ	ニ	ス	グラウンド	午前	午後	人員	使用料
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
使用時間 午前8時30分～12時 午後1時～午後5時 一日午前8時30分～午後5時				甲府市上下水道事業管理者 印 上記金額領収しました。 甲府市上下水道局企業出納員 [印]		合計金額( %対象) うち消費税等相当額		領収印
(注)1 施設の利用者は裏面記載の「使用条件」を遵守して下さい。								

注 4枚複写とする。3枚目裏は、使用条件について記載

(4枚目)

スポーツ施設使用料納入済通知書							受付月 番号 No. ー	
申請者 住所 氏名 様 電話(自宅) (勤務先) 所属団体名							年 月 日 (あて先)甲府市上下水道局企業出納員	
適格請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288								
使用日時	テニ	ニ	ス	グラウンド	午前	午後	人員	使用料
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
使用時間 午前8時30分～12時 午後1時～午後5時 一日午前8時30分～午後5時				上記金額領収済みにつき通知します。		合計金額( %対象) うち消費税等相当額		領収印

## (甲府市上下水道局スポーツ施設条例施行規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局スポーツ施設条例施行規程（昭和60年7月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第5条関係）を次のように改める。

### 第1号様式（第5条関係）

(1枚目)

スポーツ施設使用許可申請書							受付月 番号 No. ー	
申請者 住所 氏名 様 電話(自宅) (勤務先) 所属団体名							年 月 日 (あて先)甲府市上下水道事業管理者	
適格請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288								
使用日時	テニ	ニ	ス	グラウンド	午前	午後	人員	使用料
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
年 月 日	A	B	C	D				
使用時間 午前8時30分～12時 午後1時～午後5時 一日午前8時30分～午後5時						合計金額( %対象) うち消費税等相当額		領収印

注 4枚複写とする。2枚目裏は、使用条件について記載

第2号様式（第6条関係）を次のように改める。

### 第2号様式（第6条関係）

(2枚目)

スポーツ施設使用許可書						受付月 番号 No. ー	
申請者 住所 氏名 様 電話(自宅) (勤務先) 所属団体名						年 月 日 (あて先)甲府市上下水道事業管理者 印	
適格請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288							
使用日時	テニ ス	グラウンド	午 前	午 後	人 員	使 用 料	
年 月 日	A B C D						
年 月 日	A B C D						
年 月 日	A B C D						
年 月 日	A B C D						
使用時間 午前8時30分～12時 午後1時～午後5時 一日午前8時30分～午後5時						合計金額( %対象)	
						うち消費税等相当額	
						領 収 印	
<small>(注) 1 施設の利用者は裏面記載の「使用条件」を遵守して下さい。 2 この許可書は管理人へ提示して下さい。</small>							

(甲府市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第3条 甲府市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9号様式その3（第10条関係）1枚目と4枚目の裏面を次のように改める。

1枚目と4枚目の裏面

甲府市上下水道局指定金融機関

銀 行	みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・山梨中央銀行
金 庫	甲府信用金庫・山梨信用金庫・中央労働金庫
信 用 組 合	山梨県民信用組合
農 協	山梨県信用農業協同組合連合会・山梨みらい農業協同組合・苗吹農業協同組合
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行・郵便局

※ 金融機関の合併や統合による名称変更などがありますので確認をお願いします。

約定

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 私が納めるべき水道料金等の口座振替請求書が、甲府市上下水道局から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落としを納めてください。</li> <li>◆ 預貯金口座からの引き落としにあつては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしません。</li> <li>◆ 口座振替日は甲府市上下水道局が指定する日とします。</li> <li>◆ 口座振替日に指定した預貯金口座の残高が請求書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく引き落としをせずに当該請求書を返却されても異議ありません。</li> <li>◆ 口座振替契約を解約（特定の場所のみの解約はできません。）または変更する際は、貴金融機関等に解約または変更届を提出します。</li> <li>◆ この契約について、貴金融機関が必要と認めた場合または連絡して振替できなかった場合には解約されても異議ありません。</li> <li>◆ 領収書または口座振替済のお知らせは、預貯金通帳への記載により省略して差し支えありません。</li> <li>◆ 水道料金等に滞りが生じた場合は、当該預貯金口座に振り込んでください。</li> <li>◆ この契約による事務取扱によって争いが生じた場合、貴金融機関の責によるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。</li> </ul>
--

第14号様式その1（第19条関係）を次のように改める。

第14号様式その1（第19条関係）

甲府市上下水道局  
連絡請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288  
お客様番号  
メーター番号

様

**使用水量のお知らせ**  
ご使用期間

【 年 月 】 月 日から 月 日まで  
口径 ミリ お支払い方法 検針員  
今 回 指 針  
前 回 指 針

今回使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用料	円
合 計 料 金 ( 税 )	円
(うち消費税等相当額 円)	

【参考】 前年同月使用水量 m<sup>3</sup>  
使用料金 円

**水道料金・下水道使用料口座振替のお知らせ**  
年 月の水道料金を 年 月 日  
にご指定の口座から振替させていただきます。

【振替金額等内訳】

・水道料金	円
・下水道使用料	円
口座振替金額	円

使用水量 月 日～ 月 日  
使用期間 月 日～ 月 日

※このお知らせにより料金をいただくことはありません。  
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。  
※今回料金はご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

第14号様式その2(第19条関係)を次のように改める。

第14号様式その2(第19条関係)

甲府市上下水道局  
連絡請求書発行事業者番号 T6-8000-2000-1288  
発行日:

お客様番号  
メーター番号  
給水先住所(水道使用場所)  
ご契約者名 様

**使用水量のお知らせ**  
ご使用期間

【 年 月 】 月 日から 月 日まで  
口径 ミリ お支払い方法 検針員  
今 回 指 針  
前 回 指 針

今回使用水量	m <sup>3</sup>
水道料金	円
下水道使用料	円
合 計 料 金 ( 税 )	円
(うち消費税等相当額 円)	

【振替後にお支払い方法が変更になる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。】

【参考】 前年同月使用水量 m<sup>3</sup>  
使用料金 円

**水道料金・下水道使用料口座振替のお知らせ**  
年 月の水道料金を 年 月 日  
にご指定の口座から振替させていただきます。

【振替金額等内訳】

・水道料金	円
・下水道使用料	円
口座振替金額	円

・使用水量  
・使用期間 月 日～ 月 日

※このお知らせにより水道料金等をいただくことはありません。  
※使用水量のお知らせの今回料金は、ご請求する予定額ですので、今後、変更になる場合があります。

●指針日の指定日は、検針月の翌月15日です。  
※金融機関が休業日の場合は翌営業日が指定日になります。

例：4月検針(検数月)⇒5月15日(検数月)  
5月検針(検数月)⇒6月15日(検数月)  
※現在、水道の検針は2か月に1回となっております。

●このお知らせの送付先(住所や名称など)の変更をご希望される場合は、お電話ですぐ、サービスセンター(電話番号：228-3311)までご連絡をお願いします。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程等の一部を改正する規程  
(甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程(平成17年7月管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「督促手数料及び」を削る。

第13条第1項中「、甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(甲府市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程(平成19年4月管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程)

第3条 甲府市上下水道局会計規程(昭和45年4月管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2(第13条関係)下水道事業勘定科目表 収益勘定中「、下水道使用料の督促手数料」及び「督促手数料」を削る。

別表第3(第13条関係)下水道事業予算科目表 収益的収入中「、下水道使用料の督促手数料」及び「督促手数料」を削る。

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部を改正する規程)

第4条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程（昭和28年11月管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）会計規程附属諸様式目次中「第85号 下水道使用料納入通知書兼領収書」を「第85号 削除」に改める。

第39号様式（その7の1）を次のように改める。

第39号様式（その7の1）

第74号様式（その7）中「※督促状で納める場合は督促手数料100円が加算されます。」を削る。

第84号様式（その1）を次のように改める。

第84号様式（その1）

第 8 5 号様式を次のように改める。

#### 第 8 5 号様式 削除

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程)

第 5 条 甲府市上下水道局事案決定規程 (昭和 4 8 年 8 月管理規程第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 (第 4 条関係) 業務部、営業管理室、営業課の表第 1 項第 4 号中「指定代理納付」を「指定納付受託」に改める。

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部を改正する規程)

第 6 条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程 (平成 1 7 年 3 月管理規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表 (第 3 条関係) 業務部、営業管理室、営業課の項第 4 号中「指定代理納付」を「指定納付受託」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の甲府市上下水道局公金徴収事務委託に関する規程、甲府市上下水道局コンビニエンスストア公金収納事務委託に関する規程及び甲府市上下水道局会計規程の規定は、この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員職名規程（昭和30年12月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「、水質検査職」を「、化学職」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に発令されている職種名にある者は、辞令を用いないで改正後の甲府市上下水道局職員職名規程別表第2に相当する職種名に発令されたものとする。



甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第2条の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号。以下「勤務時間規程」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第2条の3を削る。

第3条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「、その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条の3第2号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「もの」を「者」に改める。

第15条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条、第16条の6及び第16条の7中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項及び第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第21条の2第1項中「甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第

1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万1,000円

イ 3種 9,500円

ウ 5種 8,000円

エ 7種 6,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である甲府市上下水道企業職員管理職手当支給

規程別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万円

イ 3種 8,500円

ウ 5種 7,000円

エ 7種 5,000円

第21条の2第2項中「甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 3種 4,800円

ウ 5種 4,000円

エ 7種 3,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第1に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,000円

イ 3種 4,300円

ウ 5種 3,500円

エ 7種 2,500円

附則に次の9条を加える。

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第2条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和59年7月条例第31号）（以下この項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項第3号に規定する職を

## 占める職員

(2) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第2条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第2条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第19項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前3項の規定に

準じて算出した額を給料として支給する。

- 2 3 附則第 1 9 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 1 5 条第 4 項（第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 1 5 条第 4 項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 1 9 項、第 2 1 項又は第 2 2 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 2 4 附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 1 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「定める額」とあるのは、「定める額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（その額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額）」とする。
- 2 5 附則第 1 7 項から前項までに定めるもののほか、附則第 1 7 項の規定による給料月額、附則第 1 9 項の規定による給料その他附則第 1 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第 1 企業職給料表の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第 1 7 項から第 2 5 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年 9 月条例第 2 6 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和 4 年改正条例附則第 1 0 項又は第 1 1 項の規定により採用された職員をい

う。以下同じ。)を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第2条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から第6項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第2条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第2条第3項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第15条第2項、第16条第1項第2号、第16条の6第1項、第16条の7第1項並びに第21条の2第1項及び第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第15条の3、第15条の4、第19条及び第20条第3項の規定を適用する。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 甲府市上下水道局管理規程第7号

企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

### 企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の通勤手当支給に関する規程（昭和33年10月管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第4号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第8条の2（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規程による改正後の第5条第1項第2号及び第3号の規定を適用する。

## 甲府市上下水道局管理規程第 8 号

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

### 甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程（昭和 4 2 年 1 月管理規程第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職にある職員にあつては、その額」を削り、「額）」を「額」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員の支給額）

- 4 甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和 3 3 年 1 2 月管理規程第 1 4 号）附則第 1 7 項の規定の適用を受ける職員に対する第 2 条の規定の適用については、当分の間、同条第 3 項中「定める額」とあるのは、「定める額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（その額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げた額）」とする。

### 附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対するこの規程による改正後の第2条の規定の適用については、同条第3項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規程による改正後の第2条第4項の規定を適用する。

甲府市上下水道局管理規程第9号

甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程（昭和54年10月管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の2号を加える。

- (4) 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用する職
- (5) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認めるもの

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規程による改正後の第13条第4号の規定を適用する。

甲府市上下水道局管理規程第10号

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員特殊勤務手当支給規程（昭和55年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第3条第3項中「手当の額は」を「手当を支給する場合において」に改め、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 定年前再任用短時間勤務職員に支給する月額手当の額は、第1項の支給額欄に掲げる額に、甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号）附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員

をいう。)とみなして、この規程による改正後の第3条第5項及び第6項の規定を適用する。

甲府市上下水道局管理規程第 1 1 号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成 7 年 3 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 2 号ア中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号イ中「再任用職員（地方公務員法第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「この国家公務員等」を「国家公務員等」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 2 項及び第 6 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 8 項第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務日数」を「勤務日」に、「勤務時間が同一であるもの」を「勤務時間の時間数が同一であるもの」に改め、同項第 3 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の5第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「もの」を「者」に、「勤務時間等」を「勤務時間」に改め、「以内」を削り、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の3第1項中「疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断受けさせることを行うことをいう」を「予防接種若しくは健康診断を受けさせることその他の疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の4中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年9月条例第26号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（令和4年改正条例附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規程による改正後の第10条第1項第2号（イに係る部分に限る。）及び第3号の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の規定を適用する。

甲府市上下水道局管理規程第 1 2 号

甲府市上下水道局定年退職者等の暫定再任用に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局定年退職者等の暫定再任用に関する規程

(総則)

第 1 条 この規程は、甲府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年 9 月条例第 2 6 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 5 項若しくは第 6 項又は第 1 0 項若しくは第 1 1 項（以下これらを「附則第 5 項等」という。）に規定する者（以下「定年退職者等」という。）の暫定再任用（令和 4 年改正条例附則第 5 項等の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用の原則)

第 2 条 暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 1 3 条に定める平等取扱いの原則及び法第 1 5 条に定める任用の根本基準及び法第 2 3 条に定める人事評価の根本基準に違反してはならない。

2 定年退職者等が労働組合法（昭和 2 4 年法律第 1 7 4 号。以下「組合法」という。）第 2 条に規定する労働組合の組合員であったことその他組合法第 7 条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第 3 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項  
(暫定再任用の選考に用いる情報)

第4条 令和4年改正条例附則第5項等に規定する規則で定める情報は、定年退職者等についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
(辞令の交付)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第4号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5項等の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合
- (3) 暫定再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合
- (4) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合  
(報告)

第6条 管理者は、毎年5月末日までに、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度における暫定再任用の状況
- (2) 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況  
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、暫定再任用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)



1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による暫定再任用の手続きは、この規程の施行日前においても行うことができる。

(甲府市上下水道局職員の再任用に関する規程の廃止)

3 甲府市上下水道局職員の再任用に関する規程（平成13年3月管理規程第2号）は廃止する。

府市上下水道局管理規程第 13 号

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 17 項の規定による給料月額に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 17 項の規定による給料月額に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和 33 年 12 月管理規程第 14 号）附則第 25 項の規定に基づき、同規程附則第 17 項の規定に係る職員の給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第 2 条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 17 項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合（甲府市職員の分限に関する条例（昭和 38 年 4 月条例第 12 号）附則第 6 項前段に規定する降給のうち、甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 17 項の規定による降給の場合を含む。）には、管理者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(雑則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 1 4 号

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 1 9 項等の規定による給料に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道企業職員給与規程附則第 1 9 項等の規定による給料に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和 3 3 年 1 2 月管理規程第 1 4 号。以下「規程」という。）附則第 2 5 項の規定に基づき、規程附則第 1 9 項、第 2 1 項又は第 2 2 項の規定に係る給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 甲府市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年 7 月条例第 3 1 号）第 6 条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（法第 2 8 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、異動日（規程附則第 1 9 項に規定する異動日をいう。以下同じ。）の前日において特例任用職員（法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。

- (4) 特定日 規程附則第 17 項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 甲府市上下水道局職員の任用等に関する規程（昭和 54 年 10 月管理規程第 10 号）第 4 条第 5 号に規定する降格のうち、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 規程第 2 条第 3 項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成 18 年 3 月管理規程第 8 号）別表第 1 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 規程第 2 条第 4 項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される職務の級及び号給をいう。  
（規程附則第 19 項の管理者が定める職員）

第 3 条 規程附則第 19 項の管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - ウ 異動日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員  
（他の職への降任等をされた職員に対する規程附則第 21 項の規定による給料の支給）

第 4 条 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に規程附則第 17

項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にそれぞれ同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、規程附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員 管理者の定める額
- (4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であって同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、規程附則第21項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する規程附則第21項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（法第28条の5第1項及び第2項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に規程附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、規程附則第21項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中

「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に規程附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日にそれぞれ同条の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、規程附則第21項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第3号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程別表第1に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第3号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員 管理者の定める額
- (4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であつて、第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号又は第2号に規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用



を受ける職員を除く。)には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、規程附則第21項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する規程附則第22項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に規程附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、規程附則第22項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、規程附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、規程附則第22項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 降任等相当転任日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

第8条 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に規程附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、規程附則第22条の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当

該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、規程附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、管理者の定める日以後、管理者の定める額を、規程附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日以後に管理者の承認を得てその号給を決定された職員又は管理者の定めるこれに準ずる職員

（この規程により難い場合の措置）

第9条 規程附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の支給について、この規程の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、規程附則第19条、第21条又は第22条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により告示する。

令和5年3月20日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 甲府市下水道工事指定店  
別紙名簿のとおり
- 2 有効期限  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和5年3月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指 定 番 号	第468号
指 定 業 者 名	株式会社吉穂工業
所 在 地	山梨県甲府市山宮町109
代 表 者	上野 智美

---

# 甲府市災害対策本部

---

甲府市災害対策本部活動規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「情報戦略室長」を「市長室長」に改める。

別表第1 危機管理部（危機管理監）、危機管理室（危機管理室長）、防災企画班（防災企画課長）の項第7号中「避難情報」を「避難情報等」に改める。

別表第1 行政経営部（行政経営部長）、契約管財室（契約管財室長）、指導検査担当課長班（指導検査担当課長）の項を削る。

別表第1 企画財務部（企画財務部長）の項中「税務統括監」を「リニア交通政策監及び税務統括監」に改める。

別表第1 企画財務部（企画財務部長）、企画財務総室（企画財務総室長）の項中「自治体連携班（自治連携課長）」を「自治体連携班（自治体連携課長）」に改める。

別表第1 企画財務部（企画財務部長）、政策推進室（政策推進室長）の項の次に次のように加える。

リニア交通室 (リニア交通室)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関すること 2 交通関係機関との連絡調整に関
--------------------	---------------------	--------------------------------------

長)	リニアまちづくり推進 担当課長班 (リニアまちづくり推 進担当課長)	すること
	交通政策班 (交通政策課長)	1 部内各班への応援に 2 交通関係機関との連絡調整に すること

別表第1 福祉保健部(福祉保健部長)、健康支援室健康支援室(健康支援室長)、健康政策班(健康政策課長)の項の次に次のように加える。

医療介護連携担当課長班 (医療介護連携担当課長)	部内各班への応援に すること。
-----------------------------	--------------------

別表第1 福祉保健部(福祉保健部長)、保健衛生室(保健衛生室長)、母子健康班(母子健康課長)の項第1号中「健康増進班」を「地域保健班」に改める。

別表第1 子ども未来部(子ども未来部長)、子ども未来総室(子ども未来総室長)、母子保健班(母子保健課長)の項を次のように改める。

母子保健班 (母子保健課長)	1 福祉保健部地域保健班の 2 福祉避難所の開設に すること。
-------------------	---------------------------------------

別表第1 環境部(環境部長)、環境対策室(環境対策室長)、環境保全班(環境保全課長)の項に次のように加える。

6 公設浄化槽の被害調査等に関する  
こと。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)、ふるさと納税班(ふるさと納税課長)の項及び雇用創生班(雇用創生課長)の項中「観光班」を「部内各班」に改める。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)、観光班(観光課長)の項を削る。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)の項に次のように加える。

産業立地班 (産業立地課長)	部内各班への応援に すること。
-------------------	--------------------

別表第1 産業部（産業部長）、商工振興室（商工振興室長）の項中「商工振興室（商工振興室長）」を「商工観光室（商工観光室長）」に改め、同項に次のように加える。

観光班 （観光課長）	1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること 2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること
---------------	---

別表第1 まちづくり部（まちづくり部長）の項中「リニア交通政策監は、まちづくり部長を補佐する。」を削る。

別表第1 まちづくり部（まちづくり部長）、まち開発室（まち開発室長）、産業立地班（産業立地課長）の項を削る。

別表第1 まちづくり部（まちづくり部長）、リニア交通室（リニア交通室長）の項を削る。

別表第1 教育部（教育部長）、教育総室（教育総室長）、教育施設班（教育施設課長）の項第2号中「及び被災児童、生徒の実態調査」を削る。

別表第2（別紙その2）企画財務部の項中「企画財務部」の次に「（リニア交通政策監を含む。）」を加える。

別表第2（別紙その2）子ども未来部の項中「子ども未来室」を「子ども未来総室」に改める。

別表第2（別紙その2）まちづくり部の項中「（リニア交通政策監を含む。）」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



# 甲府市地震災害警戒本部

## 甲府市地震災害警戒本部活動規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「情報戦略室長」を「市長室長」に改める。

別表第1危機管理部（危機管理監）、危機管理室（危機管理室長）、防災企画班（防災企画課長）の項第7号中「避難情報」を「避難情報等」に改める。

別表第1行政経営部（行政経営部長）、契約管財室（契約管財室長）、指導検査担当課長班（指導検査担当課長）の項を削る。

別表第1企画財務部（企画財務部長）の項中「税務統括監」を「リニア交通政策監及び税務統括監」に改める。

別表第1企画財務部（企画財務部長）、企画財務総室（企画財務総室長）の項中「自治体連携班（自治連携課長）」を「自治体連携班（自治体連携課長）」に改める。

別表第1企画財務部（企画財務部長）、政策推進室（政策推進室長）の項の次に次のように加える。

リニア交通室 （リニア交通室 長）	リニア政策班 （リニア政策課長）	1 部内各班への応援に関する事 2 交通関係機関との連絡調整に関する事
	リニアまちづくり推進 担当課長班 （リニアまちづくり推 進担当課長）	

交通政策班 (交通政策課長)	1 部内各班への応援に関する事 2 交通関係機関との連絡調整に関する事
-------------------	--

別表第1 福祉保健部(福祉保健部長)、健康支援室(健康支援室長)、健康政策班(健康政策課長)の項の次に次のように加える。

医療介護連携担当課長班 (医療介護連携担当課長)	部内各班への応援に関する事。
-----------------------------	----------------

別表第1 福祉保健部(福祉保健部長)、保健衛生室(保健衛生室長)、母子健康班(母子健康課長)の項第1号中「健康増進班」を「地域保健班」に改める。

別表第1 子ども未来部(子ども未来部長)、子ども未来総室(子ども未来総室長)、母子保健班(母子保健課長)の項を次のように改める。

母子保健班 (母子保健課長)	1 福祉保健部地域保健班の応援に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。
-------------------	---

別表第1 環境部(環境部長)、環境対策室(環境対策室長)、環境保全班(環境保全課長)の項に次のように加える。

6 公設浄化槽の被害調査等に関する事。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)、ふるさと納税班(ふるさと納税課長)の項及び雇用創生班(雇用創生課長)の項中「観光班」を「部内各班」に改める。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)、観光班(観光課長)の項を削る。

別表第1 産業部(産業部長)、産業総室(産業総室長)の項に次のように加える。

産業立地班 (産業立地課長)	部内各班への応援に関する事。
-------------------	----------------

別表第1 産業部(産業部長)、商工振興室(商工振興室長)の項中「商工振興室(商工振興室長)」を「商工観光室(商工観光室長)」に改め、同項に次のように加える。

観光班 (観光課長)	1 帰宅困難者、滞留者の保護に関する事 2 観光関係の被害調査及び応急対策に関する事
---------------	---

別表第1 まちづくり部(まちづくり部長)の項中「リニア交通政策監は、まちづくり部長

を補佐する。」を削る。

別表第1まちづくり部（まちづくり部長）、まち開発室（まち開発室長）、産業立地班（産業立地課長）の項を削る。

別表第1まちづくり部（まちづくり部長）、リニア交通室（リニア交通室長）の項を削る。

別表第1教育部（教育部長）、教育総室（教育総室長）、教育施設班（教育施設課長）の項第2号中「及び被災児童、生徒の実態調査」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院 看護部 技師 河西 一美  
退職を承認する  
以上 発令日 令和 5年 3月 11日

市長直轄組織 危機管理室危機管理担当 課長 渡邊 富士夫  
退職を承認する  
以上 発令日 令和 5年 3月 16日

一瀬 博司

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市長直轄組織危機管理室危機管理担当課長を命ずる  
以上 発令日 令和 5年 3月 17日

市立甲府病院 院長 田邊 信明  
甲府市職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により  
令和 5年 3月 31日限り退職とする  
以上 発令日 令和 5年 3月 31日

行政経営部		部長	横打 幹雄
行政経営部	契約管財室指導検査担当課長	課長	堀口 宏一
企画財務部	課税管理室資産税課	主任	嶋田 圭子
企画財務部	収納管理室滞納整理課	課長補佐	中澤 ひろみ
市民部	市民総室総務課	作業主任	中川 夏江
市民部	中道支所長	課長	堀口 昌賢
市民部	中道支所	主任	小林 尚貴
市民部	市民協働室協働推進課	課長補佐	中沢 正
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	課長	原山 一哉
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	課長補佐	雨宮 ふく美
環境部		部長	神宮司 秀樹
産業部		部長	櫻林 英二
産業部	市場経営室	室長	藤原 正彦
まちづくり部	まち整備室都市整備課	課長補佐	長田 賢司

まちづくり部	まち整備室地籍調査課	課長	堀川	敏
市立甲府病院		副院長	新藤	英夫
市立甲府病院	診療支援部	技師長	手塚	恵美
市立甲府病院	放射線部	技師長補佐	古屋	研
市立甲府病院	看護部	副看護部長	市川	まゆみ
市立甲府病院	看護部	看護師長	浅松	明美
市立甲府病院	看護部	副看護師長	大島	陽子
市立甲府病院事務局		部長	有賀	研一
(各通)				

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和5年3月31日

福祉保健部		保健衛生監	古屋	好美
市長直轄組織	市長室情報発信課	主事	土屋	美果
福祉保健部	福祉保健総室総務課	主事	渡邊	季恵
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	杉下	多恵子
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	山口	彩子
福祉保健部	健康支援室健康政策課	主任	小川	忍
子ども未来部	子ども未来総室子ども応援課	主事	松岡	寿奈
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主事	高橋	麻梨
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主事	小池	千草
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	若月	美佐保
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	主事	山崎	美保
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	技師	伊地知	玲子
市立甲府病院		副院長	佐藤	弥
(各通)				

任期付採用の任期の満了により令和5年3月31日限り退職とする

以上 発令日 令和5年3月31日

企画財務部	課税管理室資産税課	主事	渡邊	大祐
市民部	市民総室市民課	主事	小椋	愛叶
福祉保健部	福祉保健総室総務課	主事	深沢	菜々保
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	新藤	嵩也
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	田草川	友
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	藤原	祐奈
福祉保健部	保険経営室介護保険課	主事	石原	涼太
福祉保健部	保険経営室健康保険課	主任	吉沢	朋江
福祉保健部	保険経営室健康保険課	主事	笹本	大貴

福祉保健部	保健衛生室医務感染症課	課長	渡辺	千奈美
福祉保健部	保健衛生室生活衛生薬務課	課長	清水	秀樹
福祉保健部	保健衛生室生活衛生薬務課	主任	中村	精太
福祉保健部	保健衛生室生活衛生薬務課	技師	木村	壘
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	主事	佐野	誠二郎
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	山口	初乃香
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	森澤	祥子
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	入山	由圭
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	岩下	麻美香
子ども未来部	子ども未来総室母子保健課	技師	山下	貴美子
産業部	農林振興室農政課	主任	藤巻	浩史
まちづくり部	まち整備室道路河川課	技師	本多	仁
	会計室	係長	依田	美香
市立甲府病院	診療部	医長	大越	広貴
市立甲府病院	診療部	科長	鈴木	浩二
市立甲府病院	診療部	医師	猪股	大智
市立甲府病院	診療部	医長	中村	傑
市立甲府病院	診療部	医長	内沼	裕幸
市立甲府病院	診療部	科長	若菜	弘幸
市立甲府病院	診療支援部	技師長補佐	平田	幸子
市立甲府病院	診療支援部	技師	伊東	太建
市立甲府病院	診療支援部	技師	渡邊	栄美子
市立甲府病院	薬剤部	主査	牧	宏樹
市立甲府病院	看護部	副看護部長	広瀬	ともみ
市立甲府病院	看護部	主任	渡辺	翔子
市立甲府病院	看護部	副看護師長	河野	直美
市立甲府病院	看護部	技師	相川	美咲
市立甲府病院	看護部	主任	雨宮	舞
市立甲府病院	看護部	主任	今井	貴美
市立甲府病院	総合相談センター看護支援室	副看護師長	鶴田	文美香

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和5年 3月31日

(教育委員会)

教育部	教育総室甲府商業高等学校事務局	課長	田中	敏文
教育部	生涯学習室生涯学習課	係長	小林	信一郎

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和5年3月31日

教育部	教育総室学校教育課	課長補佐	坂本 貴彦
教育部	教育総室学校教育課	係長	山田 睦子
教育部	教育総室学校教育課	係長	田邊 健
教育部	教育総室学事課	主任	弦間 彰悟

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 令和5年3月31日

(監査委員事務局)

監査委員事務局

代表監査委員 相良 治彦

退職を承認する

以上 発令日 令和5年3月31日

(農業委員会事務局)

農業委員会事務局

課長 中村 勝

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和5年3月31日

(上下水道局)

業務部	業務総室	室長	芦澤 達也
工務部		部長	小林 秀司
工務部	工務総室計画課	主幹	太田 茂
工務部	水道管理室	室長	石原 元喜

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 令和5年3月31日

工務部	下水道管理室下水道課	技師	伊藤 圭太
-----	------------	----	-------

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 令和5年3月31日